

# 会 議 録

## 1 会議名

第2回上越市地域協議会検証会議

## 2 議題（公開・非公開の別）

(1) 議事（公開）

(2) その他（公開）

## 3 開催日時

平成25年10月22日（火） 午前9時から午後12時まで

## 4 開催場所

上越市役所5階 第3委員会室

## 5 傍聴人の数

11人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員： 牧田 実、宗野 隆俊、山崎 仁朗、加藤 義浩

・事務局： 笹川自治・市民環境部長、自治地域振興課：塚田課長、小林副課長、足利係長、加藤主任

## 8 発言の内容

### 【塚田課長】

おはようございます。定刻になりましたので、只今から第2回上越市地域協議会検証会議を開会します。設置要綱第5条第1項に基づきまして、この後は山崎座長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 【山崎座長】

皆さん、改めましておはようございます。よろしくお願いいたします。今日は12時までの予定ということで、途中で休憩等を入れるかもしれませんが、3時間どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきますが、まず事務局から説明をお願いします。

### 【塚田課長】

お手元にA3横の資料を用意させていただきましたが、それを御覧いただきたいと思います。昨日、各地域協議会の会長さんとの意見交換をさせていただき、そこでもお出ししましたが、各地域協議会に課題の抽出をお願いしておりました。また、私どもからも第1回会議で課題等を出しましたが、それらを整理した資料でございます。各地域協議会からは、全部で363件の課題を提出していただいております。

まず、成果及び課題内容として、各地域協議会からの意見を整理しております。そして、論点整理、協議事項という欄がございますが、そこについては成果についての主な意見を、また課題については、論点の整理ということで書かせていただきました。

次の課題に対する委員意見につきましては、検証会議の委員の皆様方からこれまでいただいた意見を我々のほうで当てはまるだろうと思われるところについて、その意見を転記させていただいているというものでございます。

本日の会議の進め方といたしましては、資料1を基にいたしまして、各地域協議会からの意見、それから昨日の意見交換の内容、そして私ども市の考え、それらを踏まえまして委員の皆さんからそれぞれご意見をいただきながら、検証結果の方向性を出していただければというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

#### 【山崎座長】

ありがとうございます。委員の皆さんのお手元に資料1があるかと思います。今から議論をしますが、御覧いただければお分かりのように、全部で27ページということで相当なボリュームがありまして、これを限られた時間の中で全て議論するというのはなかなか難しいのかなということがございますので、ここは私のほうから提案なのですが、特に重要だと思われる何点かを重点的に議論していくというようなやり方がいいんじゃないかなというふうに思っています。

大きく4点指摘しようかと思いますが、具体的に言いますと、昨日の意見交換会の中でもよく出てきた論点の一番目といたしまして、順番はあれですが地域活動支援事業の件。これについての在り方。本当に今のお金でいいのかとか、あるいは各区によってルールは独自のルールがあっているかと思うのですが、同じような内容であるにも関わらず、ある区では認められて、他の区では認められないとか。そういういろいろな問題点、課題なんかもあるかと思います。そういう地域活動支援事業に関すること。資料で言いますと21ページになりますが、この辺りを一つ集中的に議論したらどうかというのがまず一点。

2点目といたしましては4ページ辺りの諮問答申のあり方ということで、4ページから6ページまでに諮問に関することが出ております。これも昨日の意見交換会の中で諮問に対して答申を出すのですが、答申の効力であるとか、どこまで受けとめてもらえるのか等々、これのあり方も論点として出てきたかと思うので、これについて議論してみたらどうかというのが大きな2点目です。

3点目といたしましては、広くいうと公募公選制ということになるのですが、それについては資料の7ページも関連するのかな。資格要件ということがございます。その後、8ページからが公募公選制のことで、例えば8ページですと追加選任のあり方等々が書いてございます。特に12ページには、これも昨日、話題になったかと思いますが、現状の定数でいいのかとか、任期4年を例えば2年という考え方もあるんじゃないかとか。あるいは報酬ですよ。今は費用弁償が1,200円ですが、もうちょっと金銭的な手当もあってもいいんじゃないかとかですね。公募公選制、つまり委員さんになっていただくことや、どんな条件や制度のもとで委員さんに活動していただくのかということですね。これが広い意味での3点目。

4点目といたしましては、ここでは公募公選制の中に入っているのですが、9ページにあります応募者の増加策というところですね。これも昨日話題になりました。裾野をどうやって広げるかという話です。とりわけ若者や女性、今まで比較的委員さんになっていらっしやらないような方々にまで裾野を広げて出ていただくにはどうしたらいいのかという辺りが、昨日よく出た意見かなと思います。

私の見方だと4点になるのですが、もう一度確認しますと一番目が地域活動支援事業、2点目が諮問答申について、3点目といたしましては定数、任期等を含めまして委員さんの条件等をめぐる問題、4点目といたしましては裾野をどう広げるかというこの4点ですね。この4点について集中的に今日の会議では議論したらどうかというのが、私からの進め方に関する御提案なのですが、委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

(よしの声あり)

ではそのような形で進めさせていただきたいと思います。順番が前後してまうかもしれませんが、今の順で検討させてください。

21ページから24ページまでを御覧ください。ここに地域活動支援事業に関して、各区から多くの成果と課題等が出てございます。これについて予め事務局、行政のほうからは、論点整理ということで出させていただいております。それが21ページに書かれています。特に課題ということで出てございます。一つ目は確認の意味で読み上げさせていただきます。21ペー

ジの論点整理・協議事項ですが、一つ目として事業費の縮小というふうにございます。縮小というのは、これは縮小もあり得るんじゃないのかという趣旨ですよ。事務局に確認ですが。

【塚田課長】

そうです。

【山崎座長】

今の金額をもっと少なくてもいいんじゃないか。逆に多くてもいいんじゃないかという議論もあるかもしれませんが、事業費の額をめぐる問題、課題があるだろうというのが1点目です。

2点目といたしまして、配分額を流用できる制度にするかどうか、配分額に達しなかった区の予算を不足した区に配分する。これも昨日の意見交換会で出ていたかと思います。各区によって必要度が違うわけだから、より必要としているところについては、そっちの区に回すということがあってもいいんじゃないかというのが2点目です。

3点目としては、残額の繰り越し、翌年度に繰り越しということがあってもいいんじゃないかというのが3点目です。

4点目としては、市が行う事業の廃止。本来これは支援事業の枠の中ではなく、行政の責任において別途予算を確保してやるべきものだ。それはそれではっきり分けるということをもっときちんとしたらどうかという点だと思います。

5点目としては、ハード整備、備品購入中心の提案が多い。これは区によってかなり差があるかと思うのですが、基本的にソフト中心というのが制度の趣旨じゃなかったかなと思うので、その辺をそっちのほうにもっていくというようなことをもっと考えるべきじゃないのかという趣旨だと思います。

最後の点としましては、地域協議会が地域活動支援事業を審査する。つまりこれは多分、お金を渡して終わりということだけでは無しに、その後の事業がきちんと行われているのかどうかということですね。そういうことも地域協議会がある程度責任をもってやるべきではないのかということです。およそ事務局のほうで整理していただいたのは、いろんな区から挙がってきた論点として、この辺で整理できるのではないのかということかと思っています。その理解で良かったでしょうか事務局。

【塚田課長】

はい。

【山崎座長】

そういうことですので、委員の皆さんからは、こういう論点整理でいいのかどうか。あるいはもうちょっとこういう点もあるぞという、その辺からお出しただけであればいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。ご自由に御発言いただければいいと思います。あるいは、すでにここに書かれている点について、委員の皆さんのご意見をいただいてもいいかなと思います。いかがでしょうか。むしろそういうやり方のほうが出しやすいですかね。7点について委員の皆さんのご意見をお聞きするというやり方にしましょうか。その中からまた違う論点も出てくるかもしれないしということで。そうしましょう。これに従って、まず事業費をめぐる問題です。今も言いましたように、いろんな意見がありましたが、どうも一次ではあまり手が挙がらない。そして二次、三次までやって使ってもらおうということについてですね、何もそこまでなくてもいいんじゃないかというような意見も昨日あったかと思いますが、逆に足りない、もっとあってもいいというような意見も昨日の意見交換会の中であつたかと思いますが、現状の地域活動支援事業の事業費について、委員の皆さん、ざっくばらんにご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。

**【宗野副座長】**

うちは足りないのもっとあつたほうがいいのか、一次で額がオーバーしてしまって足りないくらいだという所もありましたし、逆に二次、三次まで審査をしないとイケない。これは審査をやるということになると、審査のために時間が掛かるという別の問題も出てくる。これは後で論じるとして、区によって使い方や受け止め方、あるいは活用方法が違うなということ昨日すごく感じました。

**【山崎座長】**

そうですね。他の皆さんからも一言ずつ、昨日の意見交換会を踏まえてでも、踏まえてなくてもいいのですが、ご意見を伺いましょうか。加藤さんどうでしょうか。

**【加藤委員】**

昨日のヒアリングを聞いている中で、やっぱり区によって全然違うなというのが第一印象であって、やはり一次で全部出てこなくて二次、三次とやっても出てこない。そういうところは少なくとも良いところでしょうし、やっぱり昨日の第2部の旧町村区域の方々にとっては、もっと必要なんだということはありません。

**【山崎座長】**

いわゆる13区のほうということですね。その意見は。

**【加藤委員】**

そうですね。多かったかと思うんです。そういう意味で言うとどちらの声を聞くのかという考え方もあるんでしょうが、行政として税金を使ってする事業ということになりますので、その考え方ですね。声は声なんですけど、別の考え方もやはり必要なんじゃないかなと思います。活動支援事業を導入するときも、例えば他の自治体とかでやってますが、今まで地域に配分されていた補助金だとかいろんな形で出ていたものを一回整理をして、一括交付金みたいな形でやるという手もあったんですが、そういう形を採ってないんですよね。制度そのものの話になるとと思いますが、そういう考え方も、これから財政の状況も厳しいという中で考える必要があるのかなというふうに考えます。

【山崎座長】

今は一つの提案ですよ。確かに加藤委員がおっしゃるように、他の自治体では全てその整理をして、制度を改めて一括交付金という形でやっていると。そういうふうなアイデアもあるかと思うので、そういう中に位置付けて、事業費のことも考えていくというのも一つの考え方だということですね。ありがとうございました。

【加藤委員】

一つの考え方としてですね。それが良いということでは。

【山崎座長】

もちろんそうです。そういう考え方もあるだろう。牧田さんいかがでしょうか。

【牧田委員】

まず事実関係としてどういう状況なのかということがきちり把握されないと議論しにくいと思います。ヒアリングの中ではいろいろ声として出てきますが、事実関係をちゃんと整理をするということが先かなと思いました。その上で、やっぱりかなりばらつきが出ているんだとすれば、それが何なのかという原因ですよ。そこをまず詰めたうえで、それはそれなりの理由があるということで合理的に何かできるのであれば、少し差を付けるなり何なりというようなことも考えていいかなと思います。

【山崎座長】

そうですね。それが基本ですよ。ありがとうございます。この事業費をめぐって、あとの論点とも関わってくるかもしれませんが、現状の仕組みでは、まずベースとして一律500万でしたよね。それにプラスして人口比で各区多い少ないを決めているというのが現状の仕組みだと思うのですが、昨日の意見の中で出た500万という基礎部分ですよ。基礎部分をもっと厚くするという考え方もあると。いくらにするかはともかくとして。これについては、そう

いうふうな考え方もあったかなと思います。そういう考え方についてはいかがですか。それはつまり13区のほうから飛び出てきた意見かなと思うんですが、要するに確かに13区は人口比でいうと少ないのですが、逆にニーズという点でいうと多いのだから、あまり人口比部分を厚くするのではなくて、基礎部分を厚くすると。人口比部分を薄くすることによって、今のとりわけ13区のほうのニーズがあるということに対応するという考え方もあるだろうという意見もあったかなと思いますが、今の点について委員の皆さんから何かご意見ございますか。なかなか難しいかなという部分ですが。

**【牧田委員】**

基本的にその決め方がどこから来て何が根拠なのかということも触れていかないと、判断しようがないというところがあります。ただ考え方としては、当然あるなというふうに思います。

**【山崎座長】**

そういう考え方もあるということで一応確認しておきましょうか。この場では。基礎部分を厚くするというところで、そういうこともあるかなという気がします。

あと今の委員の皆さんから御指摘いただいた中で、ここになかったこととしては、別の論点と絡むからということなんでしょうけど、要は二次、三次という審議をする中で、それに時間が食われてしまうと。逆に自主審議部分ができなくなってしまうという弊害、これも複数指摘されたことかなと。地域活動支援事業と関連する論点として、ここで今一度確認しておこうかなというふうに思います。この点について委員の皆さん、どうお考えでしょうか。

**【宗野副座長】**

これは、何年か前に各区に我々が調査に入る中でも、明らかに協議の時間のかかなりの部分をこれで食ってるなと思いました。実際に協議会の委員の皆さんや会長さんからも自主審議に費やす時間が確保できないというような悩みは実際に多くの方から聞いてきましたので、審査のコストと言うんですかね。

**【山崎座長】**

時間的なコストですね。

**【宗野副座長】**

それは大きいと思います。あと、いくつかの区で調査したと思うんですが、部会的に、要するに定例の会議とは別に審査のための打合せであったりということをやっているということも聞いていますので、審査のコストが非常に大きいなということは事実だと思います。

**【山崎座長】**

そうですね。そのことが地域協議会の本来の性格に照らして、いかがなものかという部分もあるだろうというところですね。

**【宗野副座長】**

その一方で、この制度によって地域協議会が地域の課題を吸い上げるきっかけになるし、地域協議会に対する地域の認知度が上がるということもあります。

**【山崎座長】**

形が目に見えて出てくるということですね。

**【宗野副座長】**

はい。そういう声も何度も聞いています。

**【山崎座長】**

今、宗野さんが最後におっしゃったことでいうと、むしろ地域活動支援事業に時間がとられるというのは、ある意味それは否定すべきことでもなくて、むしろそれを肯定的に捉えていいんだと。それをやることによって、これだけのお金がこの団体に入って、動いているということが住民の皆さんにも認知していただけると。そのことがひいては地域協議会とか地域自治区制度の浸透ということにも繋がっているんだというような話ですね。この辺の二次、三次云々によって時間が食われるという点についての弊害部分があるのか、ないのかということに関して加藤さんいかがですか。

**【加藤委員】**

基本的に宗野先生と同じ意見です。この活動支援事業の目的自体は、これを活用することによって地域の活性化とかを図っていくということであれば、それは一つの地域協議会の目的にはなっているわけですが、今はどうしても使う側と審査する側の壁という感じ、距離感があって、審査するだけという感じだと審査のためだけの時間を使っているという意識があると思うんです。それをもう少し地域の活性化に本当に繋がるのかなとか、例えば、審査だけじゃなくて、もっとこうしたらいいんじゃないとか、お互いに上っていくような議論になるのであれば、まさに目的に沿った会になるんじゃないかなというふうに思っています。

**【山崎座長】**

この課題に書いてある最後の論点とも絡みますね。地域協議会がただ審査するだけではなくてというところにも絡みますね。牧田さんいかがですか。

**【牧田委員】**

やっぱり、いろんなこういうやつで追加募集とか二次くらいまではあるんでしょうけど、それを三次までやる必要があるのかっていうと、それはないだろうなというふうに思いますね。ですから趣旨からいってもそこまでやっても無理になんとか消化するみたいなことではないんだと思いますので、そこまでは必要ないなというふうに私は思います。

**【山崎座長】**

そうですね。その点は今後検討していきましょう。

次にいきましょうか。関連していると思うので2点目の課題の論点として挙がっているのは、流用という話が出てます。流用というのは他の区に配分するという事ですね。ルールはあるのですが、必ずしもうちの区でもこれだけ必要ないと、三次までやるなんていう状況になっているんだとすると、もっと他に足りないようなところに、その分は使っていただくというようなことも柔軟にあってもいいんじゃないかという話だと思うんですが、これについての委員の皆さんのご意見はいかがですか。

**【宗野副座長】**

事業の執行時期というのがかなり問題になると思うのですが、例えば、流用ができるよというのが、分かるのが9月とか10月で、そうすると事業を実施する時期というのが11月とか12月位になってしまうので、それはそれで難しいだろうと。お金を使いたいと思ってる側にとっても難しいです。やはり流用しても良いよということが確定するのは、例えば、二次審査で打ち切るということでルール化していったとしても、やはり8月とか9月になりますよね。

**【山崎座長】**

そうですね。かなり遅い時期ですね。

**【宗野副座長】**

そこからどこまでお金をもらって事業ができるのかというのは、ちょっと難しいところもあるかもしれないですね。

**【山崎座長】**

そうですね。確かに時期の問題として実質的にかなり難しいんじゃないかというのがありますね。牧田さんも加藤さんも流用についてどうですか。

**【牧田委員】**

流用の前にやっぱり先ほど出た配分の基礎部分を少し厚くするとか、そちらが先かな。そちらをやってみて、やっぱり同じような状況があるんだとすれば、次に考えると。順番としてはそういうことかなと思います。

【山崎座長】

順番としてね。加藤さんはどうですか。

【加藤委員】

特に研究所としても、この辺を考えたということはないのですが、個人的な見解からすると、やはり余分に残ったからといって、他の区に使うのはどうなのかなというのは個人的には思っています。

【山崎座長】

そうですね。確かにそうですね。一つの考え方かなという気はするのですが、宗野さんもおっしゃっているように、まず時期的に一次が決まるのも現状ではたぶん7月くらいでしょう。それ自体、年度が始まっているわけだから、更にその後の二次が終わった後というのは、実質的に難しいというところがありますよね。あとは牧田さんがおっしゃるのようにそこを直すんだったら、もうちょっと制度の根幹の部分について、そちらのほうを修正してみるのもいいのかもしれないね。分かりました。この点は、ご意見はそういうことだということできりあえずこの辺にしまして、今の点と絡みで残額という話ですね。現状では繰り越しは認めてないということですが、これは次年度に繰り越すということがあってもいいんじゃないかという話ですね。この点についてお考えはいかがでしょうか。

【牧田委員】

行政の仕組みとしてというのがありますよね。

【山崎座長】

そうですね。可能なのかという部分。

【塚田課長】

当初は、特例的に可能にしていたのですが、単年度予算主義という観点からして、あくまで例外的な扱いということで、昨年の残額から繰越をしないという取扱いに変更という経緯があります。

【山崎座長】

事実としてはそういうことだということですね。ただ、これについては当然、もっと柔軟にということからすると別に単年度主義に拘ることはないんじゃないかというご意見もあり得るかと思いますが。

【宗野副座長】

これは上越市さんのことに限らず、いろんなこの手の事業費の交付というのは、今は多くの自治体で行われていることですが、やはり何年度かに渡って事業をすることを計画していて、毎年度使う金額も違ってきますので、その中で柔軟にお金を使えるような仕組みとして繰越というのはあり得るんだと思う。使う側からするとそういうのは感じますね。現場ではよく聞く声だと思います。

【山崎座長】

地域活動支援事業はもちろん中身は区によって違うんだと思いますが、ただ複数聞かれたのは、単年度で終わりということもあるが、事業の中身として割と継続的にやるということも当然あるので、そういうことからすると一年こっきりで終わると、むしろ実態に合わない。そういうことも確かにあるかなという気がします。加藤さんいかがですか。

【加藤委員】

昨日のヒアリングの中でお聞きしたのは、繰り越しはできないんですが、この事業については3年度認めるというのは予め協議会のほうで決めてあって、そういう使い方をしているという。行政の立場からするとなかなか難しいなというのがあるのですが、運用の仕方によってはそういうことも可能なのかなと。

【牧田委員】

私自身、別のところでNPOをやっていますので、もらう側の立場から考えれば、単年度というのは非常にきつくて先が見通せない。そういう形で残額といってずっと貯まっていくようなことではあれですが、せめて1年とかというような形でできるなら、そのほうがありがたいなというのは常々思っているというのが一つですね。加藤さんがおっしゃったような考え方というのものもあるかなと思います。

【塚田課長】

すいません。一つの事業での残ということですか。

【牧田委員】

地域協議会の配分のところですか。

【山崎座長】

加藤さんが御指摘されたように、ある区の中では、これについては3年間任そうと。

【牧田委員】

そうですね。運用の部分でできるんだとすれば、そういうやり方もありますよという形で、それはルール違反でも何でもありませんから。

【山崎座長】

それで対応ということもありますよね。基本的な考え方として単年度処理にあまり拘ってもどうかというのがありますね。どうですかその辺は。実態が単年度で終わるものも勿論あるでしょうが、継続的に進んでいるものもあるわけで。勿論、御指摘があったように運用部分でそれを何とかするというのもあるのですが。制度的には、この辺はもうちょっと残額の繰越というのはあってもいいのではないかとこのもあるかと思います。

【宗野副座長】

少し論点がずれるかもしれませんが、昨日、ある区の会長さんが地域協議会の権限が小さいなということをおっしゃっていたのですが、それはいろんな思いがあっておっしゃっているんだと思うのですが、例えば、ここでお金の配分をなかなか柔軟に運用できないというようなことも、ひょっとするとその権限が小さいと思うことの一つの原因かもしれないですね。そういう思いは大事なことだと思うんです。

【山崎座長】

そうですね。基本的な考え方として、もう少し地域協議会の委員の皆さんに一定の制約はあるでしょうけど、もっと自由に活動していただく、要するに裁量の余地を広げていく。そういう観点に立つと確かにこのお金の使い方について、もう少し良くしていくということが活性化にも繋がるかなという気がしますね。分かりました。この辺については、今お出しいただいた意見でこれからまた考えていくことにして、次に行かせてください。

4点目として、指摘されているのは市が行う事業について廃止ということで、区によって違うのしょうけれど、中にはこれは地域活動支援事業の対象というよりは、本来市がきちんと予算を別途確保して行うものなんだけど、昨日もそういう話があったかと思いますが、要求、陳情してもなかなか通らないということで、仕方がないということで地域活動支援事業のお金を使って対応する、確かそんな話もありましたね。そんな話もこの点に絡む話かなと思うのですが、そういう考え方も一方であるし、やっぱりこの趣旨からすると、そういう事業に対してこのお金が使われるのは望ましくない、そこを明確に出すべきなのか。そういった話だと思うのですが、この点についていかがでしょうか。

【宗野副座長】

市に対しての陳情のルートは、こういう公式の場でそういうことは言えないのかもしれませんが、それぞれの地域からこれまでは挙がってきて、例えば、合併前の旧町村であれば、こういうルートが確立されていたんだけど、そういったのがどんどん細くなっていく中で、当然財

政の制約がありますので、これは私は行政から見れば当然のことだと思うんです。やはりそういう地域から見た場合はどんどんルートが細くなっている。そこで、こういう事業でお金があったときに、それを使うことはやむを得なくやっているとおっしゃっていました。

【山崎座長】

おっしゃっていました。特にそういう話は13区なんですかね。

【牧田委員】

15区の中にもありました。

【山崎座長】

加藤さんいかがですか。この点についての加藤さんのお考えは。

【加藤委員】

行政サービスのあり方に絡むんですが、今、大きな合併をしまして、それぞれの地域で何が大事で、そこはいいんだよというのが差が出てくる中で、一番高いところで合わせられればいいですが、やはり行政的にはどこで合わせるのかという話になります。それはよくシビルミニマムという話をしますが、そこが最低限クリアしたうえで、それを地域ごとにどういうふうにかバーしていくのかということを見ると、この事業を使って、その分を上げていくという使い方もできるのかなと思います。ただ、この活動支援事業の位置づけが、そこに充てていかどうかというのは議論だと思うのですが、市の事業に各地域が使っていこうという考え方はあるのかなというふうに思っています。

【山崎座長】

なるほど。つまり新たな行政と住民との線引きということ考えたときに、例えば、この使い方が一つの先例となって、この区でこういうことをやるんだったらということで、これについては他所の区でも取り上げていく。それをやがて、これは地域活動支援事業という枠ではなしに、これはこれで行政としてやってもらうんだと。そういう話ですよ加藤さんの話は。

【加藤委員】

そうですね、話が二つあったかなと思うのですが。

【山崎座長】

ええ、そういうことにも繋がるんじゃないかというような。要するに行政として、どこの区であれ補償すべきものが当然あるかと思うのですが、そういうことをもう一回考え直す、一つの問題提起といえますか、ある種の。そういう意味もあるんじゃないかという話ですよ。

【加藤委員】

そうですね。

**【牧田委員】**

私はやっぱり地域活動支援事業ということの事業の趣旨からすると、市が本来行うものを少し順番を変える形でやってもらうという使い方は少し違うんじゃないかなという感想を持っています。現状として、そういう使われ方が結構あるということは事実だし、それが必要なんだということも事実だと思いますが、総括すると違う考え方で処理すべきで、この中でやることなのかなというふうに思います。そこは趣旨からして違うんじゃないかという印象は拭えないと思います。

**【宗野副座長】**

それは私も牧田さんがおっしゃったように思います。本来の趣旨というのは、やはり明らかにしておく必要があると思うんです。地域の祭りでも、子どものいろんなスポーツでも何でもいいんですが、地域をソフト面で活性化させるというのは、おそらく本来の趣旨だと思うんですが、そこをあまり揺らがせないほうが、この制度が安定的にこれからも運用されるためには良いんじゃないかなというふうに思います。別の要素を付け加えていくことで制度本来のあり方というのが、見えづらくなっていくと思う。それは長い目で見ると、良くないことかもしれないですね。

**【山崎座長】**

これはなかなか考え方が難しいかなと思います。先ほどの論点と絡むんですね。先ほど残額の話をしました。これについては委員の皆さんは、あまり単年度主義に拘り過ぎるのもいかなものかというのを多分おっしゃったかと思うんです。だからもうちょっと柔軟に考えていい部分と、宗野さんがおっしゃるように基本趣旨というのがあるわけだから、あまり緩ませちゃいけない部分と両方あると思うんです。今の論点に関していうと、委員の皆さんは、加藤さんはちょっと違うニュアンスでおっしゃったかと思うのですが、あまりそこは緩ませないほうがいいんじゃないかという話。もちろん事情は地域にあるんです。緊急に必要とするとか、そういう対応でちょっとくらいそれはいいんじゃないかと。ただ、それはあくまでも仮にあったとしても例外ということであって、それは前例になるとかということがあっては多分いけないだろうという趣旨かなと思うんですが。

**【牧田委員】**

多分そのことと、二つ下の項目のハード中心で備品購入の事業。

**【山崎座長】**

そうですね。当然関連しますね。そこも併せて議論しましょうか。これは区によって全然違うかなと思うのですが、ある区においてはハード整備ですね。本来の趣旨とは違うというところにお金が使われている。これも今はそれも地域の事情があるわけだから一応認めてはいるわけですね。それはそのあり方でいいのかという話だと思うのですが、この点いかがですか。今の話とも絡みますよね。趣旨は趣旨としてあるんだから、そこはしっかり確認しておいて、あまり緩ませないほうがいいということになると、これについてもあまりハード整備というのはどうなのかという。

**【宗野副座長】**

少し事務局に確認したいのですが、人件費に関する縛りと言いますか、人件費として使えるのは一つの事業について何%なのかとか、そういった規定というのはありましたか。

**【塚田課長】**

人件費は対象外です。ただ、アルバイト等を雇った場合はいいのですが、要は申請した団体の構成員たちの人件費はダメです。イベント等をやったときの警備とか車両誘導を頼んだ分は該当ですが、団体の人たちの稼働分はダメです。

**【宗野副座長】**

例えば、これから何か地域の中に集まりを作っていこうと。そこで事務局的なものが必要になるので人件費を使いたいということには使えないわけですね。

**【塚田課長】**

ある団体が申請してくるものですので、申請していただくときには規約を出していただいて、活動支援事業を執行していく能力があるのかどうかと。あるところから手を挙げていただくという仕組みになってますので、今言われたようなことは想定していません。

**【山崎座長】**

宗野さんの今の発言の確認の趣旨というのは、この活動支援事業は基本的にはソフトなんだけれど、ソフトというのもいろいろあって、実際にソフト事業でいろいろイベントとかをやるには、当然人に対してお金を払う部分も出てくるだろうということを前提にしてご確認されたのですか。

**【宗野副座長】**

イベントだけではなくて、定例的に人が集まって、地域でこれから何が必要かとか話し合う場を作っていくにしても、要するにゼロからスタートしようというときも人件費が必要だと思うのですが、事務局をまず立ち上げて、常に誰かが事務局の中でいろんな事務作業をしておく

必要があるでしょうし、そういうところで立ち上げに使うことができれば、だいぶ違ってくるのかなという気がします。今の塚田課長の話だと既に存在している、企画力と実行力が確保されているような団体を対象にしているということになりますよね。

**【山崎座長】**

なるほど。仕組みからして確かに団体からの提案に基づいて審査ですよ。だから団体の存在というのが前提としてあって、そこが日頃の活動の中で今回はこれを申請したいということですよ。宗野さんがおっしゃったのは、つまり団体そのもの、市民活動の裾野を広げるというようなことにも繋がりますよね。もっといろんな団体の創発というんですか、出てくることを促すという。

**【宗野副座長】**

まだ姿かたちは見えていないが、何か機運が盛り上がっているような部分にお金を付ける。人にお金を付ければ立ち上がって形が見えてくるかもしれない。

**【山崎座長】**

案外それは重要な点かもしれませんね。先ほど冒頭に言わせていただいた増加策の裾野をどう広げるかという。特に若者とか女性とか比較的出にくいところ。例えば、そういう人たちの参加を促すということを考えても、例えば、今のように額はそんなに多くなくてもいいと思うのでそういう動きを支援する。そういうことにもこのお金を使えるような。現行でも可能な気もするのですが、そういう話ですよ。

**【牧田委員】**

今までのようなお話だと、こういう枠なのか、他にはもう少し広く市民活動を支援という形で、立ち上げの支援をするのは一般的だと思いますね。この枠でやるとすれば、自治区が団体の育成にある程度責任を持つというようなことになってくるんだと思います。できれば多分それはそれで凄くいいことなんだなと思いますが、育成機能まで求めて大丈夫かな、できるのかなというのはちょっとあります。ハードのほうも地区全体に関わるような誰にも必要なものというのがあって、それが必要なんだというのであればあれですけど、特定の団体もっぱら使うようなものにお金を付けてしまうというのはどうなのか。趣旨からすると違うのかなと私は思います。

**【山崎座長】**

そうですね。その辺は昨日の意見交換会の中でも、例えば、ある町内会なんだけど、町内会だけが使うということではなくてというようなことで実際は対応しているんだという話がありましたね。加藤さんいかがですか。

**【加藤委員】**

今の牧田先生と同じ意見ですが、当初、例えば地域全体で使う公民館にコピー機を置きましょうという事業はどうなのかなって思っていたときがあったのですが、よくよく話を聞いてみると、やはり地域活動をするうえでは、それを使うことが大事なんだということで、インフラ整備と言いますか、活動するために必要最低限のものは揃えなきゃいけないんだというのは聞いたときにやっぱり必要などころはあるのかなと思いました。

**【山崎座長】**

牧田さんがおっしゃるように、これは広く区の住民の皆さんが使う位置づけのもとにですよ  
ね。

**【加藤委員】**

申請とかを見てると、そこを更に越えてと言いますか、備品を購入することが目的になっているというのは見受けられるので、その辺はちょっとどうかなというのがあります。線引きがやっぱり必要かなと思います。

**【塚田課長】**

参考までに現状の備品について、事業のQ&Aの中に「備品は基本的には購入ではなくて、レンタルでお願いしたい。ただ、物によってはレンタルというものがない物については、備品購入でやむなし」と。そういうものが地域活動をするうえで、どうしても品物が必要なものが出てくるだろう。それを調達できないと活動自体ができないというのであったら、それを認めるということなのですが、いま加藤委員が言われたように実態として、「何とか整備事業」ということでユニフォームを買ったり、倉庫買ったりとかという、それだけになっているものがあるというのが実態になっています。

**【山崎座長】**

なるほど。いま加藤さんがおっしゃるように何らかの線引きというルール化ですね。現状はその辺も各区に委ねているわけですよ。それを各区だけに委ねていいのか。もっとそもそもの制度の前提としてのルール化ですよ。そういうことですよ。それは必要かもしれないですね。

少し戻すようで恐縮ですが、先ほどの団体設立云々の話です。先ほど牧田委員から指摘のあった宗野さんの問題提起に対して、それは他所で言うと市民活動支援事業。いろんな市民がいろんな活動を創発していくということで、ちょっと性格が違いただろうということの指摘があったのですが、事務局に確認なのですが、そういう趣旨の仕組みは上越市さんは持っていましたか。団体設立を促すような、そこに例えば、10万なら10万助成しますとか。そういう仕組みというのありましたか。ないですよ多分。

【塚田課長】

ちょっと思い当たるものがないです。

【山崎座長】

私事で恐縮ですが、岐阜市で市民活動支援事業の審査委員長をやっているのですが、そこでは割とそういうのはあるんです。要するにこれから始めようとしているところに対して企画を出してもらう。それを審査したうえで立ち上げに対してこれだけ出しましょうというのがあるんです。

【牧田委員】

私も福島市でやっていますが、全く同じような趣旨です。プレゼンをやってもらいます。

【山崎座長】

これからのスタートということで、そういうことであればというね。勿論それは報告も当然してもらいますし、途中の経過なんかもチェックしたりするんですけどね。

【塚田課長】

趣旨に合ってるかどうかですが、今の活動支援事業もある事業をやるために実行委員会なり、組織を立ち上げて提案してくるという例もありますので、やろうとすればですが、そういう支援をするという有志が集まって一定の組織を作って、決まりを作って提案をできて活動をするということはあると思います。

【山崎座長】

ありますよね。確かに塚田さんがおっしゃるように、確かに中には既存の団体というより、今回の申請にあたって委員会をこしらえてというのはありますよね。だから今の枠組みでも出来ると言えば出来るような気がしますけどね、これについては。それは先ほどチラッとご言っただけでしたが、裾野を広げるという点にも繋がって、これは一考に値するんじゃないかという気はしますけどね。これについてまだありますか。

【宗野副座長】

人件費を今は認めていないということですが、そのことを少し、今ではなくて検討に入れてもいいのかもしれない。つまり人件費をそもそも入れない趣旨というのをもう一回確認して、これが入っていないことによって、どういう影響が出ているのかというのは調べてみてもいいことかもしれないですね。

**【山崎座長】**

そうですね。その辺りは牧田さんも加藤さんも異論はないですよ。人件費については今後の課題として確認しておきましょうか。これも宗野さんから問題提起があったそれと連動するわけですけど、いろんな新しい活動を促すというか、そういう動きが出てきたときに、そういうところに対しても、この地域活動支援事業の枠内で、もちろん一定条件の中でこういう手当していくということもあっていいんじゃないかと。これも検討課題として確認しておきましょうか。よろしいでしょうか。

今の6番目の話は既にしてしまったので戻りますが、5番目として提出書類の簡素化とありまして、要は手続が煩雑だという話ですよ。もっと簡単に申請できないのかと。それで要するにバリアが出来ているようなものだというようなことですね多分。「そんな難しいことを書かされるのだったらお金なんか申請しないよ」みたいな、簡単に言うとそういう話でしょ、これは。実物を良く見てないから、どこまで煩雑なのかというのがピンとこない。当然のことですが、一定の書類が必要だというのは当たり前のことで、それが本当に必要のない部分にまで突っ込んでなんてことをやっているのかどうか。加藤さんは事情を多少ご存知ですか。

**【加藤委員】**

やっぱり項目で書けないところや書きづらいところがあったりして、私は高土地区なのですが、申請しようとする人たちに「これってどうなの」というのは確かに聞いたことはあるんです。行政職員とすればルールに則って出してもらわないとということもあります。

**【牧田委員】**

何ページくらいですか。

**【小林副課長】**

ページ数はA4で4ページです。1ページ目は団体の概要と事業の名称ですね。2ページ、3ページ目は事業の概要でどんな事業をするのか。最後のページがお金で、収入がいくらあって、支出がいくらある。その事業に対しての収入支出という感じになっています。

**【山崎座長】**

それだと、べらぼうに無理な要求をしていることではないと思うのですが、ただ、私も自分でそういう申請をすることもあるので分かるのですが、最後の積算根拠というのが、どういう理由で出しているんだということをきちんとやろうとすると結構面倒くさいんです。

【牧田委員】

申請書類を作り慣れていない人にとっては、何ページかという以前にそれ自体がハードなので。

【山崎座長】

今牧田さんが言ったのですが、項目自体は当たり前の項目かという気がする。団体が何人であって、事業を何やるのという話。お金の話。それ自体は無茶苦茶なことを要求しているわけではないと思うんですが。

【小林副課長】

ここに先生がおっしゃたとおり積算するときに見積書を付けてくださいということで、本体の申請書にいろいろ添付資料が付くところなのかもしれないですね。

【山崎座長】

それは何となく私も想像できる。分かりますよね。やっていく中で当然変わっていくものもあるわけですよ実態としては。それを当初からこっだけ必要だというのが無いと受け付けませんということだとすると、それはいかななものかなというのはあります。

【牧田委員】

まあ、公金ですからね。それなりにはちゃんと計算して。

【塚田課長】

それと申請金額が膨らんでくると残額が多く出る。結果的にはもう一団体くらい採択できるくらいになる。そういう意味でどこまでシビアにやるかというバランスの問題がある。

【山崎座長】

懸念されるのはそこなんです。もしこれが書類が煩雑だということでもって出てこないというのが一つ理由になっているとすると、それはそれで当然考えなくてはいけません。

【加藤委員】

あとは、この作り方に対するお手伝いというか支援です。

【山崎座長】

サポートですね。それはある。

【加藤委員】

地域協議会は審査をするところだから、そこがするのはおかしいのかもしれないし、まちづくりセンターだったり、区の事務所であればアドバイスのしやすさというか、近づきやすさというところもあるのかなと思います。

【山崎座長】

その問題かもしれない。実態としてどうなんですか。もし団体が「申請しようと思うんだけど、どう書いていいかわからない」と言った時には15区ならまちづくりセンターだし、13区なら総合事務所という話なんですか。実際にそうなっているのかな。そこはちょっとクエスチョンだな。

【塚田課長】

今日は、センター長がいますので実態を。

【田中センター長】

北部まちづくりセンターですが、提案の相談を受けまして、どのようなことをしたいのか一緒に書類を見ながら「これはこのようにしたほうが伝わりやすい」というようなことを伝えます。作成まではしませんがそのようにやっております。やっぱり補助金ですから、お金についてはどれくらいかかるのか、説得力のあるものをお願いしたいなということでやっているところです。

【山崎座長】

確認ですが、逆に言うとその部分では、皆さんはそれをどの様にして書いていいのかということで苦労されているという理解でいいですか。

【田中センター長】

それもあると思います。

【山崎座長】

なるほど。これも検討課題ではあるんでしょうね。簡素化できるものは簡素化していいと思いますし、実際問題としてどうするかというのはちょっとね。当然この場では分かりませんが。

【塚田課長】

地域協議会で審査もしていただきますから、審査をするポイントが書かれていないと。やっぱりある程度の中身は書いていただく必要があるのかな。

【山崎座長】

そうですね。一つはサポートの問題ですね。指摘されたのは。現行ではまちづくりセンターなり総合事務所がやっているんだけど、今のサポート体制でいいのかどうか。もう少し違うサ

ポートがあるのかどうか。とりわけ積算云々についてもどこまでそれを厳密に求めるのか。現状は詳しく知りませんが、もう少しその辺はあまり厳密に積算積み上げるみたいなことじゃなくてもいいのかなということはあるかもしれませんね。分かりました。その辺の確認をしておきましょうか。行政じゃないんだからね、住民活動なんだからね。他方で公金でもありますからね。

最後の7点目、もう一度議論をしておきましょう。先ほどチラッと出たかと思いますが、ただ単に地域協議会というのは、審査して終わりではなしに、その後の活動の情報提供であるとか、場合によっては事務的サポートであったりとか、あるいはその後の評価であるとか、そういう面にも関わるということがあってもいいんじゃないかという話。

**【宗野副座長】**

この論点の趣旨は、事務局がどういうふうこれをまとめられるか分からないのですが、昨日のヒアリングで聞いた感じでは、審査のための別の機関を作ってもいいんじゃないかという話もあったような気がする。

**【山崎座長】**

その心は、先ほどのあれですか。こればかりに時間が食っちゃって、肝心の自主審議ができないからという。

**【宗野副座長】**

おそらくそういうことだと思います。自主審議の時間を確保したいと。

**【山崎座長】**

ごめんなさい。確認ですが、その場合の別機関というのは、地域協議会の委員の中で例えば、何人かを審査委員にあてるというような話なのですか。

**【宗野副座長】**

そこまでは確認できなかったのですが、そういうことではないです。地域協議会とは別の。

**【山崎座長】**

外注というか。ただ一応、現行の仕組みでは審査主体は当然地域協議会ですよね。現状ではそうですね。

**【塚田課長】**

その仕組み自体がおかしいという意見が出ているのは事実です。地域協議会が審査すべきではない。市がやるべきだとか。そういうようなお話も聞いたことがあります。

**【山崎座長】**

そうですか。私はあまり聞いたことがない。委員の皆さん、これについていかがですか。

【牧田委員】

地域協議会の中から全員ではなくて、審査委員会を立ち上げるということはあってもいいかなと思います。全員でやる必要があるのかどうかというのはあります。

【山崎座長】

私もそういう意味として受け取ったのですが。

【牧田委員】

その組織でというのではないだろうという気がします。

【山崎座長】

私もそれはないだろうという気がします。実際に事例としてどうなんですか。例えば、牧田さんがおっしゃるような全員ではなくて、名称はともかくとして審査委員会という一部の人でこれを行うという。多分そういう事例はないと思います。塚田さん聞いていますか。

【塚田課長】

ないです。

【山崎座長】

ないですよ。

【塚田課長】

区によっては、提案の数が多いとグループ分けをして、別グループで審査をして、その結果を報告しあって協議するということがあります。

【山崎座長】

それは私も聞いたことがあります。確認ですが、審査委員会云々のところは、繰り返しになりますが、やっぱりこればかりに人と時間を取られることはいかなるものかという趣旨ですよ。他にも当然自主審議をやることがあるわけだから。

【宗野副座長】

21ページの一番下の和田区、こういった意見はあるということ。

【山崎座長】

ごめんなさい。和田区のどこですか。

【宗野副座長】

和田区の最初の「基本審査だけを協議会で審査し、共通審査を他の機関で実施してはどうか」、こういったところですね。

【山崎座長】

この場合の他の機関というのは何を想定されているのでしょうか。

【笹川部長】

22ページの10番直江津区が一番下、「委員間の対立が進む場合は、協議会ごとの審査は廃止して、市域全体を対象にした審査会等による採択審査方式に変更する必要がある」ということも書いてあります。

春日区でもここには書いてないですが、地域協議会委員の審査のことに対して、いろいろあるので出来れば避けたいみたいな意見を聞いたことがあります。

【山崎座長】

分かりました。実際にそういう声も挙がってきているわけですね。これについては慎重に議論したほうがよさそうで、つまり何のために他の機関とか、場合によっては市にということの理由ですね。それが言葉は悪いですが、要するに手間であるとか、自分たちでは議論しきれないという。しきれないと言っても中身はいろいろあると思いますが、そこは慎重に考えたほうがいいかなという印象は少なくとも今の話で私は思ったのですが、委員の皆さんはいかがでしょうか。

【牧田委員】

ですから審査委員会方式というのは考えられるといいかなと思います。そこに外部の有識者みたいな人が入ってもらって構わないですよ。

【山崎座長】

それは案件によってはね。

【牧田委員】

そういう話になるんだとすれば、そういう立場の方に入っていて、それは地域協議会がオーソライズしていれば問題無いわけですよ。20人近くで1件1件に時間をかけてというのは効率的ではないし、本来のやらなきゃいけないことが、それでできなくなるというのは本末転倒だと思います。

【山崎座長】

ただ他方では別のことで趣旨は緩ませないほうがいいという発言があったので、多分これも一緒に、基本はやっぱり地域活動支援事業の審査主体は地域協議会なんだという基本はやっぱり緩ませないほうがいいんじゃないかな。他の機関にお任せとか、市にやってもらおうとか。そこは緩ませないほうがいいんじゃないかな。それは全体として確認したうえで、いま牧田さ

んがおっしゃるように委員会方式であるとか、案件によっては外部の人の意見を聞くであるとか。それは勿論あってもいいかなという気はするんです。委員だけで判断しきれないことは当然あり得ますよね。それはあってもいいかなという気がします。ということをお今の段階では議論しておくことにしましょうか。

【牧田委員】

ここに書いてあるのは、地域協議会が地域活動支援事業を審査すること自体という意味なんですか。今その流れでの発言でしたけど。

【山崎座長】

行政への確認ですが、そういうふうなことでよかったか。この論点の中身なんです。

【牧田委員】

採択の審査を地域協議会がすること自体をどう考えるかという趣旨ですか。

【塚田課長】

先ほど言ったように、地域協議会でしないでいいんじゃないかというようなご意見があるということです。

【牧田委員】

今お話していたような話ということですね。

【塚田課長】

はい。

【牧田委員】

これを読んだときは、追跡調査というか事業がちゃんと行われているかどうかとか、成果の報告とかまで見るべきではないか、というふうに読めたので。

【山崎座長】

私もそのように受け取ったし、実際、昨日の意見交換会の中でも、お金を渡したんだけど、その団体が結局活動できなくなって終わっちゃったと。そういうことは問題なので、そういうことも含めて地域協議会が、責任は持てないかもしれないけど、少なくとも今おっしゃるように追跡調査をしていく。それはお金をどう渡すのかということの見直しにも繋がるわけですよね。渡し方の。要するに事前審査をどこまで厳密にやるかとかという話にも繋がっていくので、単に一回こっきりの審査で終わるのではなしに、その後どう使われているかとか。これをオブレーションにしてしまうと負担ということになりますから難しいのですが。

【牧田委員】

今は報告書か何かを挙げるようなシステムになっているんですか。

【塚田課長】

実績報告書をいただいていますし、区によっては1件ごとの成果確認の会議を開いていますし、成果発表会というものを地域協議会の委員に対して公開で行って、それに市民にも来ていただくというようなことをやっているところもあります。

【山崎座長】

実際その辺は、やっているんですね。ただその辺のやるやらないも今は区にお任せしているわけですね。それが現実だということですね。それも先ほどの加藤さんの言葉を使って言うと、もうちょっと全体の共通ルール化というか、本来地域協議会は単に審査で終わるんじゃなしにその部分もやり方はともかくとして、そこまで入るのが地域協議会の地域活動支援事業での役回りなんだということの確認というのがあってもいいのかもしれない。ただ別の問題で負担という問題もありますね。ただでさえ時間を食ってるという話が出てる中で、更に時間を食うじゃないかということもあるわけだから。分かりました。それはそういうものとして受け取っておきましょう。

以上ざっと地域活動支援事業に関する論点の確認とこれについての委員の皆さんのご意見を伺ったのですが、他にこれに関して何かございますか。よろしいですか。分かりました。これについては、とりあえずここでは一回閉じさせていただきたいと思います。

既に1時間議論しているのですが、最初に大きく4つと言ったので、2つだけやりませんか。それから休憩を入れるということにしましょう。

この後、先ほど私が言わせていただいたことで言うと、2点目に諮問答申のあり方、3点目として委員さんの資格であるとか定数、任期に関わること、報酬も含めて。これはちょっと色々な角度からご意見をいただかなくてはいけないことなので後にしませんか。最後の増加策について、これは資料の9ページだと思います。ここではシンプルに2点にまとめていただきます。1点目としましては、地域協議会の制度について、市民に周知する。勿論、現行でも周知、協議会だよりとかホームページも作っていますし、議事録も公開されていることもあるのですが、それでいいのかどうかということ。裾野を広げるという意味ですね。それから先ほどらい言っていますように、若者とか女性の応募を増やすことが課題ではないか。どうしたらいいか。昨日の意見交換会でも、この話はよく指摘されたかと思うのですが、では1番目からいきましょう。裾野を広げるという意味で現行の周知の仕方でもいいのか、仮に課題があるとすれ

ば、どの辺に課題があるのか。委員の皆さんいかがですか。まず事実確認として地域協議会だよりの発行頻度は区によってまちまちですよ。

【塚田課長】

だいたい年4回、多いところで月に1回です。

【山崎座長】

頻度とか、何回発行するかとかは委ねられているんですよ。確か「地域協議会だより」と「総合事務所だより」というか、「まちづくりセンターだより」というのかな、それを一緒にしているところと別にしているところとありませんでしたか。

【塚田課長】

住民団体のチラシというのがあります。

【山崎座長】

住民団体ですね。いわゆる13区の話ですね。現状はそういうことなんですが、広く制度のことを知っていただく、あるいは実態を知っていただく。昨日もありましたが、ある会長さんがおっしゃっていたのは「意見書を出すということは、非常に大事なことなんだ」ということです。自主審議したうえで意見書を出すことについては現行では1か月くらいで返ってくるわけですが、そのやり取りというのを委員の皆さんにも当然その意味を分かっていたきたいし、広く行われているということをもっと住民の皆さんに知っていただくことが、地域協議会の存在意義というものを知っていただくことにも有効なんだというようなご指摘もあったかと思います。もちろん現行ではホームページを見れば載っているわけですが、見ないと見れないわけですからね。例えばそういうこともおっしゃったかなと思うんですが、いかがですか。

【牧田委員】

なかなか難しいところですが、私が書いたものがあるのですが。

【山崎座長】

どうぞご紹介ください。

【牧田委員】

意識的になかなか手を挙げてくれなくても、補充というか足りない分をお願いするときには若い人や女性を頼む。なるべくそちらの方をお願いをするというような形で実際にそういう人が増えたところでやっている議論を見ていると、かなり活性化するというか、そういう意見が出るようになってきている協議会もあって、ある程度、意識してやれば随分活性化するのかなという印象を受けています。そういう場に出てくると、自分たちのことが言えるし、話を聞いて

てもらえるし、それが通ると言うんですね。そういうような形で実績が積み上がっていくという、そういうところからとりあえず始めてみることなのかなと思います。外面には地域協議会そのものの存在というものが、先ほど話をしていた地域活動支援事業とか、これから地域を元気にするための提案事業とか動き始めてますけど、どんどん認知度が上がっていくんだろうと思います。すぐには難しいのかもしれませんが、少し長い目で見ながら少しずつ努力をしていくということかなというふうには思いますが、ちょっと妙案というのは難しいかなと思いますけど。

**【山崎座長】**

つまりホームページなのかペーパーなのかという次元の話よりも、個別の積み上げですよ。成果の積み上げ、あるいは高揚の仕方というか、そういうことを一つ一つ事実として積み重ねる中で裾野を広げていくということじゃないかというご指摘だったかと思うのですが、加藤さんいかがですか。

**【加藤委員】**

ほぼ同意見です。今まで行政の仕事をやっていて、観光にしてもイベントをやるにしても周知をしようとしたときにホームページなのか紙なのか、メディアを使うのか、いろいろあると思うんですが、やはり関心がないといくら発信しても響かないというのがありますので、どうしたら響くのかということを見ると、やっぱり長い目で見ながら、地域協議会の委員になるということではなくて、地域自治区とか区の活動というものにどう意識を持ってもらうかというのが大事なのかなとは思いますが。

**【宗野副座長】**

昨日感じたことなんですが、出前協議会方式。要するに浦川原が最初に始めたんじゃないかなと私は思うのですが、その出前協議会方式が随分広がってきている。それをうちでもやりますというところを昨日も複数聞きましたので、割とこれは効果を実感されているんじゃないかと思います。つまり地域協議会というのは一体どういうことをやっているのかというのを、それぞれ区の中にいくつか地域があるわけですので、そちらに出て行って、10人なり20人なり傍聴者がいるか分からないですが、聞いてもらう。こういうことを議論していたり、考えているんだというアピールの機会になっている。これは一つ重要なことなのだと思います。

もう一つは以前から考えていたことなんですが、地域協議会は議論の形式というのが、一つは諮問されたことをいろいろ審議して答申すると。もう一つは、自主的審議なんですが、やはり固いイメージですよ。市長の付属機関として固い議論をしているというイメージがあるのですが、もう少し諮問答申だけではなくて、例えば、これからどんなまちづくりをしますかと

か、子育てに関してどういう悩みを持っていますかとか、一つの例ですが、そういうまちの課題に関して皆が集まって協議会の委員だけじゃなくて、まちの人たち、あるいは他の団体の人たちが定例会の中に来て、そこでいろいろ意見を交換するような、そういう協議の形式もあってもいいんじゃないか。諮問答申あるいは自主審議のことだけではなくて、そのベースになるようなまちの寄り合い的な空間を地域協議会の中で何回に1回かでもいいと思うのですが、実現する可能性はないのだろうかということは考えています。

【山崎座長】

なるほどね。実態として定例の協議会とは別に、名称はいろいろあるんですよ。勉強会といってみたり、地域の中に出て行ったりね。定例会議が終わってから委員の皆さんが勉強会と称してやるというのもあるし、それとは別に地域の中に出て行って、出前とは別に地域の皆さんの声を聞くために何かをやっているという話も昨日ありましたよね。いま宗野さんがおっしゃったのは定例会も毎回同じようなパターンではなくてという話ですよ。

【宗野副座長】

そうです。それを制度化というところちょっと固いのですが、何回かに1回必ずそうやって開かれた協議をやるということをはっきりさせるというのは一つあり得るかなと思います。

【山崎座長】

そうですね。会議の持ち方ですね。私もいくつか傍聴をさせていただいたことがありますが、もうちょっと楽にやってもいいかな、形式ばらずにやってもいいのかなということは私も印象として確かに持ちました。

【宗野副座長】

町内会長協議会がうちの区では絶対的に強いということをおっしゃっていた方が昨日いらっしゃったんですが、そういう場に出ていける若い人や女性っていないです。町内会長協議会では、だったら地域協議会のほうは、若い人や働きながら子育てをしているお母さんとか、そういう人は本当に難しいと思いますが、そういう寄り合い的な場というものを提供するとかは、検討の余地はあるんじゃないかなと思います。

【山崎座長】

そうですね。それはあるかもしれないですね。会議の持ち方としてね。他にいかがですか。

【加藤委員】

2番の話にも入ってきますが、若い方や女性はやっぱり楽しかったりといったことがないと、なかなか入ってこないと思います。地域協議会のあの場を見ている限り、宗野先生がおっしゃ

るように固いですし、ちょっと構えてしまう空気ですし、そこにはなかなか入ってこれない。参加者が少ないという例で言うと、地元の消防団などがどんどん人が少なくなっているし、PTAの役員でもちょっと億劫だなというのがありますが、私は両方とも入っているんですが、いざやってみて楽しかったり、人との付き合いが出てくると「行こう。お前も来いよ。」という空気になると思うんですよね。それを地域協議会で出来るのかどうかという感じになる。その辺がやっぱり高まって、楽しさとかが出てこないとなかなか若い人や女性というのは難しいのかなと思います。

**【山崎座長】**

楽しさっていうのは、この中にいろんな意味が入ってくると思うんですが、自分の意見をそこに言えるというか、出せるというか。そういうのも入っているかなと思うんですけどね。

**【牧田委員】**

今のお話なんかだと、ボランティアに来てもらうのが難しいようだったら、例えば消防団の人に何か聞きたいということで参加してもらうとか。

**【山崎座長】**

ゲストとして招くわけですよね。

**【牧田委員】**

そうすると「そんなことしてるんだ」「そんなこと困ってるんだ」「じゃあ、こんなことができるかもしれない」というようなことをやれば触れ合う機会もできるでしょうね。毎回ゲストで呼ぶとかね。

**【宗野副座長】**

それはだから地域協議会が企画して、「今回こういう寄り合いをもちますので関心のある人は是非来てほしい」と。

**【山崎座長】**

このテーマについては、あの人には是非来てもらったほうがいいだろうということでお招きするわけですよね。それはありますよね。そういうことを繰り返す中で裾野を広げていくというのはありますよね。

昨日も出たかと思うのですが、会議の持ち方、今の件も含めて、会長さんの判断というのが大きいと思うんですよ。先ほどの牧田さんの論点とも繋がるのですが、いま実態として選挙のときに定員を満たしていないじゃないですか。残りをどうするかといったときに若者とか女性といった観点でそういう人たちに入っていたらどう。ただ入っていただくだけではなくて、そ

ういった方にも会議で発言していただけるような雰囲気を作っていこうということをかかなり意識されている会長さんと、こう言うのは何ですがあまりそういうことに目が向いていない会長さんも多分いらっしゃる。そういうことについての会長さんの間の意見交換とか研修であるとか。そういうことも裾野を広げるといふことには繋がるかもしれない。そういう方々が入って意見が出しやすいような会議ってなんだろうとか。それはあるような気がします。そのときの場の設定自体は行政の方をお願いをしてもいいかもしれない。ということはあるかなという気はします。

忘れないうちに言わせていただくと昨日の意見交換会の中で出たかと思うのですが、若い方でとりわけ現役で働いている方は出にくい。仕事のことがあるので、特に昼間やったりする場合に仕事を休んで、夜でもそうでしょうけど、仕事を休んで例えば早引きするとかで出てくるというのは、なかなか難しいと。お金の面で難しいということもあるし、時間的な意味でも難しい。そういうときにそういうことの意味というものを企業の側にも理解していただくかということになると行政もそうですし、場合によっては市長さんも要するに地域協議会の意義というものを絶えず発信していただくことですよね。それがあんなしでは随分違うかなということもあるんじゃないかなという気はします。村山市長さんは再選されて当然地域協議会はこれからも推進していくということでおっしゃってるわけですよね。だとすると裾野を広げるといふことに対して当然そういうご意見でしょうから、地域協議会はそういう場なんだということ、場合によっては、月に1回のペースで早退か分かりませんが、そういうこともあるということは認めるとは勿論言えませんが、そういうものなんだということを絶えず首長さんも、あるいは行政のほうからもPRしていただくことで、上越市全体の地域協議会については「それだったら仕方がない」「出てくるのはいいですよ」というふうな雰囲気を全体として作っていくとかね。それは必要かなという気はします。いかがですか。

**【宗野副座長】**

それが非常に重要ですね。やっぱり仕事が休みづらい。

**【山崎座長】**

それは昨日もいくつか出ましたよね。

**【宗野副座長】**

会社の理解というのがどうしても必要ですので、地域協議会ってこれだけ大事なことをやっているんだなってことを市民が思っているのといないのでは全然違うと思うんですね。委員の負担が。それが首長、市役所、総合事務所もそうなんです、行政は全体としてこれだけの

ことをやっているんだと打ち出していく必要があるわけですね。これは大事なことだと思います。

【山崎座長】

勿論、町内会長さんが委員になっていることはあるんですけど、ともすれば多分町内会長さんってリタイアされた方が多いと思うんです。つまり時間的に余裕がきく。そのことを前提に場合によっては営まれているというところはないんだろうかという検証ですよ。昼間でも問題のない人ということが、結果として若者や女性を委員に付けづらくさせているということはないのかという視点で見直してみる。それは必要かなという気がします。この点についてはこんなところでしょうか。

【宗野副座長】

補足ですが、先ほど地域協議会の中で何らかの企画であるとか催しという話が出たのですが、いわゆる13区の中では住民組織がありますよね。例えば「まちづくり大潟」とか、その手の組織が多分そういった企画をする能力は高いと思いますので、そこと地域協議会が連携して協議のあり方に工夫を加えるということ。15区の場合はまたそこに更に工夫が必要だと思いますけれども。

【山崎座長】

いわゆる住民組織を始め、諸団体との連携を通じて裾野を広げていくという話。

【加藤委員】

確かに15区の場合は住民組織がないところで何か動こうとしたときに、地域協議会が実行部隊になるには難しいという中で、いかに地域の活動をやってもらうかというのは、今の既存の団体との連携をするのか、それとも住民組織が必要なんだということで作る動きをするのかというのは一つあると思います。

【山崎座長】

手足がないという言い方をしているのがそうですね。この話は今日はあまり深入りするつもりはなかったのですが、例の元気が出るための必要な提案事業という話も絡む。まさにこの話はこれですね。とりあえずそんなところですかね。

今10時半ちょっと前なのですが、ここで休憩を10分間とります。

— 休憩中 —

【山崎座長】

これからは大きくは2点ご検討いただきたいと思っています。1つは資料の4ページから6ページの諮問答申の件です。これについて委員のみなさんのご議論いただきたいのが1つと、もう1つは委員の資格なり、制度、定数、任期云々というのをやりたい。今からはこの4から6ページ辺りの話をちょっとやりたいなと思います。

まず、事務局にまとめていただいた論点でいきますと4ページをご覧ください。1番目は問題ないということが書かれていて、これはいいと思うのですが、2番目ですね、「説明の時間が少なく、説明が簡単で諮問内容が難しく、分かりにくい」。何が諮問されているのかよく分からんということですかね。3番目は「反対意見や付帯意見の答申については必ず何らかの理由を付けて戻ってくるため、地域協議会の意見が反映していない」。ちょっと分かりづらいな。ちょっと最初のところがちょっと分からないんですが、何か変ですね、これ。

**【牧田委員】**

白紙回答というか、できないという回答が帰ってくるという意味ですかね。

**【山崎座長】**

ちょっと分からないのですが。この2番目の文の「市の施策にどの程度反映されたのか」。これはよく聞かれた話で、せっかく答申をしたのにね、今、牧田さんがちらっとおっしゃったように、結局それは取り上げられないということ。そういうことは当然あると思うんですよ。ただ、どう受け止めてもらえているのかという話ですかね。実際に効力がないじゃないかという、この辺ちょっと課題としてあるという話ですね。それで、4番目もそれに関連しているんですけど、これは本当かどうか分かりませんが、「結論ありきの諮問が多く、形骸化している」と。要は、形だけだという話があるんじゃないかと。5番目として、これは必要性ということだから、これはいいと思うのですが。

5ページと6ページも一応見ておきましょうか。5ページ目に書かれている論点は、諮問事項の範囲ということで、3つありまして、「諮問、報告事項の件数が多いことから諮問、協議事項を整理し、地域協議会への諮問等を必要最小限にする」。あんまりたくさん諮問されてもちょっとねという話ですよ。2点目は「市道の認定・廃止や第三者機関を設置して協議したのも諮問の対象にする」。ごめんなさい、私もちゃんと見てないのですが、これは特に市道については、これもちゃんと諮問してくれと。ちょっと事務局に確認ですがそういう意味ですか。

**【塚田課長】**

当初、市道の認定、それから指定管理者の選定は諮問していたのですが、市道の認定廃止については法律に基づいてやっているということなので、地域協議会の意見を聞いても実質的に

は変わらないということ。それから、指定管理者については、施設毎に選定委員会というものを置いて、審査をして決めているということから、そういうものについては、同じような意見を聞くということになるので、この件については諮問から外したという経緯があるんですね。それをまた戻せということです。

【山崎座長】

はい、分かりました。やはりこれは重要な案件だから、それについてもちゃんと諮問があつて然るべきじゃないかということですね。次は「自主審議につなげるため諮問を増やす」。これもちょっと分かりづらいんだけど。これはどういうことでしょうか。ちょっと分かんないな。事務局分かりますか。「自主審議につなげるため、諮問を増やす」というのは何でしたっけ。

【笹川部長】

これは15番の桑取・谷浜区の括弧の中じゃないですかね。

【山崎座長】

諮問をもっといっぱい行政からしていただければ、自主審議にもつながるんじゃないかという話ですか。そういうことがあったということですね。はい、分かりました。そういうものとして受け止めさせていただきます。

次6ページを確認しますと、1番目「全市民が利用する施設や全市民に影響が大きい案件について全区に諮問することの是非」、これはよく出ましたね。事例で言うと厚生産業会館の話とか、直江津の水族館の話とかが上がってきたかと思いますが、そのことですね。そういう全市に影響があるのは、例えば高田とか直江津だけではなくてという話ですね。

2点目「市全体に影響がある案件について自主審議事項として取り上げることの是非」、これは後でいきましょう。別に取り上げてもいいんじゃないかという気がしますが、一応論点としては、事前の事務局の整理ではなされております。これらについて今から議論をしていきたいと思いますが、またちょっと4ページに戻っていただいて、①はいいとして、まず2点目ですね「説明の時間が少なく、説明が簡単で諮問内容が難しく、分かりにくい」。何を諮問されているのかよく分からない、余りにも説明が簡潔過ぎて勘所が分からないと言いますか、何を我々は検討しているのか分からないという。こういうことは実際にあるんですか。出てるから多分あるんでしょうね。加藤さん、この話は聞いていますか。

【加藤委員】

説明が簡単でというのは…

【山崎座長】

多分、今私が言ったことじゃないですかね。

【笹川部長】

例えば07の三郷区あたりですかね。

【山崎座長】

はいはい「諮問内容が難しく、分かりにくい」、「知識を持ち合わせていない。」諮問されても、どう答申を出していいのか。

【加藤委員】

理解するためにはすごい説明が必要なんだけれども、簡単だということですか。

【山崎座長】

多分そういうことでしょうね。その背景になることを説明してもらわないと、現状はあまりに簡単過ぎるというね。

【牧田委員】

24もそうですね。

【山崎座長】

中郷ですか。「説明の時間が少なく雑な説明となり理解できない」ということですね。これは多分両方ありますよね。そのあまりにも簡潔すぎてちょっとよく分からんということと、逆にいっぱい資料を渡されて、こんだけ読んだ上で何か答申を出せと言っても、それは無理だろうという。両方ある気がしますけれども。この点について委員のみなさんにご意見を伺いたいと思いますが、つまり行政からの諮問の出し方の問題ですよ。諮問していただくに際して、そんなやり方ではちょっと議論できないということかと思うのですが。

【宗野副座長】

これは事務局に確認をしたいのですが、諮問をして答申を頂くまでの時間には大体の目安はあるのですか。それも案件によって違うということですか。

【塚田課長】

ものによってはその場ですぐに答申いただく場合もありますし、次の協議会でもう少し審議をして、そこでまとまれば答申を頂く場合もあります。

【山崎座長】

今の宗野さんの確認に関連して、確かにあまりにその答申の期限にお尻を切られちゃうと、なかなかそれだけの期間で議論をまとめろというのは難しいよという声は聞いたことはあります。

ここからちょっとずれるかもしれませんが、それはちょっと私も知っています。仮にそうだとすると、そこは考える必要は多分あるでしょうね。十分な審議のためには当然ある程度の時間はかかりますから。それがお尻を切られちゃって、これこれまでに出してほしいと言われた時には、ちょっとそれは無理だよと、そういうのはあるでしょうね。

【塚田課長】

議案に提案するものが多いですから、その前に諮問しますので、スケジュール的に逆算して、基本的には一ヶ月位かかるという事をお話をして、次の会で答申を決めていただくという、それくらいのスパンは見ていますね。

【山崎座長】

行政の心づもりとしては、だいたい一ヶ月位というのはあるわけですね。

【宗野副座長】

その一ヶ月というのは、その確かに諮問する側からすると、一ヶ月あるというふうに思われるんですけども、諮問を受ける側からすると、そんなに毎日地域協議会を開催しているわけはありませんので、次回の地域協議会は一ヶ月先になるのですが、その間にどうやってみんなが協議するのかという問題がありますね。

【山崎座長】

あるような気がしますね。その問題はあるでしょうね。そこをちょっと検証する必要があるでしょうね。実態がどうなっているのかというところ。私は確かにそういう声は聞きました。後ろを切られちゃうとそこまで議論をまとめられないと。後、聞いたのは、先ほども言わせていただいたけれども、簡潔で分からないというのもあるんだろうけど、逆にボリュームがこんなにあってね、こんなに資料をドーンと持って来て、これを読んだ上で何か意見を言えって言ったってそれは無理だろうという、それもよく聞く話なんです。だから、もちろん必要な資料を出すというのは当然のことです。ただ、出し方というのがあるだろうということだと思っんですが。この点いかがですかね。

【牧田委員】

出ている意見を読むと、事前に資料配布ができないのかということが書いてありますね。

【山崎座長】

事前の資料配布ね。

【牧田委員】

説明資料で詳しいのがあるのは当然、必要なんだろうけど、概要を付けるみたいなことを

するのか、しないのか。

**【塚田課長】**

あまりにも多いものには概要を付ける場合があります。全部ではありませんが。

**【山崎座長】**

あとは、ごめんなさい。実態がよく分かっていないから、既にやられていることかもしれませんが、これこれについて諮問をしてほしいということをもうちよっと突っ込んでね、特にこの点を議論してほしいみたいな、具体的な諮問というのはどうなんですか。その辺の工夫の余地はあるような気はしますけれども。

**【塚田課長】**

公の施設の関係が専らですので、厚生産業会館がありましたので、あれを契機に諮問については、公の施設の設置廃止等について、市民生活に及ぼす影響について意見をいただきたいということで、我々としては改善という位置づけでやらせていただきました。それ以前は基本構想や建物ですね、構想なり計画についてという漠然とした基準があったんですけれども。

**【山崎座長】**

それは確かに1つあるでしょうね。何を諮問されているのか今一つピンとこないというか、そこはこの点を特にというのはありますよね。ただ、もちろんそれに対しては、当然いやいやこの案件については論点はそこじゃなくて、というのは当然ありうるわけですよね。そこはちょっとこれから検討の余地はありそうですね。諮問をより具体化というか。

資料の出し方も、今牧田さんからご指摘があったように、現にやっているという話ですけど、あまりにも分厚い場合は概要版を付けるというような話だろうし。この件に関してはそれくらいでしょうか。

**【加藤委員】**

あとは、それを答申するにしても、やっぱり最低限の知識のレベルまで上がっていかないと答えようがないということ。それはヒアリングの中でもあったと思うんですけど、それに対する時間がかかるし、費用はどうなんだという違う話になってきますが、その辺もどこまで説明をして理解をしてもらった上でという、その準備段階というのは、やっぱり考えなければいけないのかなと思いますね。

**【山崎座長】**

それはね、もちろん全く知識がないということは、ちょっとあれかもしれない。ただ、委員さんの中でもそれぞれの案件について、得手不得手というか、良く知ってる知らない、関心

を持っている持ってない、というのが当然あるわけですよね。それはその立場でものを言っていたらいいと思いますけどね。特段それに対して特別な知識がなくても、普段の生活感覚からするとというか、私から見方からするとみたいなことで言っていたらいいんだという気はしますけどね。すべてのことについて知識を身に付けることはえらいことですからね。

**【加藤委員】**

ただ、委員さんの中ですごい真面目な方がいっぱいいらっしゃるって、そこまで勉強しないと、という意識もあると思うんですよね。どのレベルでというのは、行政側からしてもみなさんの住民の立場から話を伺いたいと思うんですよ。その辺のレベルというのは、もうちょっと一段答えやすい感じがいいと思います。

**【山崎座長】**

どうですか、この件に関しては、ちょっと時間のこともありますので次も見てみましょうか。

次に書いてあるのは、最初の文はよく分かりませんが、きちんと受け止められているのかというのがどうもはっきりしない。これは無理だという回答がよくあるってということですかね。だとするとあまり答申を出しても意味がないじゃないかというようなことですよね。取り分けOKだよという答申はいいんでしょうね、市の言うことでいいですよ。ただ、そうじゃない場合もあると。ここに書いてある反対意見とか付帯意見を付けるとかね。それについてせつかく意見を付けても、それはやっぱり無理ですと言われちゃうと、反対意見を出す意味がないじゃないか、付帯意見をつける意味がないじゃないかという、そういう話だと思うのですが。この問題をどう考えるか。これについてどうでしょうか。

**【牧田委員】**

形式的には、その意見書が上がればそれに対して回答という形で来るわけですよね。紙1枚でくるということにそれがいいのか、もっと丁寧なコミュニケーションがそこにあれば少し変わるのか。反対意見が出たからそれを全部引き受けて取り入れます、というわけにはなかなか当然いかない。

**【山崎座長】**

それは当然ならないですね。

**【牧田委員】**

なんか、紙っぺら1枚でみたいな感覚があるかどうかは、その現場の感覚を少し聞いてみないと分からないと思います。

**【塚田課長】**

OKの答申をいただいた時には、諮問のとおり今後進めますという回答を1ヶ月以内にお返ししますし、いただいた反対意見についてお答えする時には、同じ様に紙で出しますけれども、必要な場合には説明に行かせていただきますし、また求められる場合もあります。それはやっています。それが十分かどうかというのはこういう意見が出ていますので分かりませんが。

**【宗野副座長】**

昨日のヒアリングの時に出てきた意見でして、実は私は背景になる事実をしっかりと分かっていないんですけれども、特別養護老人ホームの選定過程に関する問題で意見書、あるいは諮問に対する答申かどうか分かりませんが、4回程の意見書を出して、それに対する回答というのがいずれも納得のいくものではないという、そういう地域自治区の会長さんがいらっしゃいますね。その辺りの事実はどうなっているのか知っておく必要がると思うんですよ。

**【山崎座長】**

個別の事実確認もさることながら、そういうことは当然あり得ますよね。そんな一通りの説明では納得いかないというのはあると思うんですよ。

**【宗野副座長】**

さっき、牧田さんがおっしゃった、より丁寧なコミュニケーションといいですか、市役所としてここは曲げられないというのはあると思うんですよ。市政全体のことを考えると、これはやっぱりこれで行かざるを得ないと、吞んでほしいということがきつとあると思うんですね。じゃあそこで、どのような説得、あるいは相手が納得してくるようなコミュニケーションを、本当に何度も何度も自治区まで足を運んで、ひざを詰めて、半ばケンカごしになりながら、また議論することもあるかもしれないけれども、そういうことをやるのと、もうこれはもう答えが出ていることですから、これで我慢して欲しいというぞんざいな対応では。

**【山崎座長】**

それはそうですね、まさにおっしゃるとおりなんですけど、ただ往々にしておそらく考えらることは、この手の案件はお互い譲れないというものがあるとなると、多分丁寧なコミュニケーションは当然前提なんだけど、そこの2者間だけでは埒があかない、つまり第3者がね、関わらないとちょっとこれ打開できないというのがあり得るわけですよ。通常だと固い事で言うと例えば不服審査なんて言う話になるんだけど、そこまでは言わないにしても、この問題を2者間では解けない場合の違った枠組みを用意しておくということは必要かもしれない。それは必要かもしれませんよ。

**【牧田委員】**

具体的にどのようなお考えがありますか。

**【山崎座長】**

多分そういう案件は、例えば中郷だけとか、高田だけとかという話ではないと思う。今の特養の話はね。だからそれは、その問題を個別に取り上げて、別途それは、行政がやるとなるとまた問題があるかもしれないけれども、何て言えばいいのか、協議の場、それも区を跨った協議の場を設定するとかね。これ言うともたお叱りを受けるんだけど、私はドイツのことをやっているんで、ドイツの話にいつちゃうんだけど、例えば住民集会とか、市民集会という枠組みを作っているところもあります。通常の協議とは別に。だからそれは、他の委員さん以外に一般住民も巻き込んで議論をするということなんです。例えばそういう場、別の枠組みを作っておくということも、これの打開ということでは必要かもしれない。今言ったように区を跨った会議の場を設定するとかね。意見書レベルだと単独の区からという話だと思うんだけど。

**【宗野副座長】**

意見書に対する回答なんですけど、この回答書は地域協議会に対して送付するのが通常の手続きだと思うんですけども、それでも埒があかないというか、地域協議会から同じような意見書が再度、あるいは再々度上がってくるような場合に、担当課の方が直接出向いて協議の場を設けるということはこれまであったのでしょうか。

**【塚田課長】**

言われているその特別養護老人ホームでも、担当部長を含めて担当課でお話をしていると。具体的な例としては、少し市のほうでも誤りがあったということで、その場で部長も謝罪をしたということもありますし、そういうこともやっていますが、これまでの何回かのやり取りについて不信感を抱いて、ああいう発言をされた。それから、厚生産業会館の時も都市整備課というのが担当課なんですけど、そこの部長も含めてやっていますし、諮問の関係もありましたので、我々も部長も含めてそこでお話をしたという事実はあります。

**【宗野副座長】**

そこでも埒があかないということで、地域協議会としては納得できないという時に、これは現状ではそういう制度はないんですけども、確かに第3者機関というのがあると、もうここから先はどういう判断になろうとこれは受け入れざるを得ない、受け入れるしかないんだということですね。そういう線引きは出来るかもしれないですね。

**【山崎座長】**

ちょっとこれは今後の課題として、それを明記しておきましょう。その解決、局面を打開す

る仕組みですよ。それはそれとしてちょっと工夫が要るかもしれませんが。

次4番目ですが「結論ありきの諮問が形骸化している」と。これはどうなんですかね。事実としてそういうことが。行政はそういうことは言わないでしょうけれど。「結論ありきの諮問なんてしてないよ」と、それは当然そうやって言うと思うんですけども。

【牧田委員】

基本的にOKをもらうために諮問をしているんですよ。

【山崎座長】

そういう受け止めなんですよ。

【牧田委員】

いや、ただね、だって駄目なものをあげているのではなくて、市としてまとめて、これでどうですかと聞いているんですから。

【山崎座長】

それは市として当然、そうです。

【塚田課長】

どうでしょうかって聞いているわけではないので。

【山崎座長】

そりゃそうだ。

【牧田委員】

提案を求めているわけではなくて、これでいかがですかということですからね。

【山崎座長】

今のは3番とリンクしているんですね、当然ね。

【加藤委員】

だから行政とすれば、中途半端なものを当然、諮問することは、やっぱり失礼にもなりますし。

【山崎座長】

それは逆にさっきの2番の問題にもなるわけだし。何聞かれているか分からないという話になる。

【加藤委員】

そうした時にそのがっちり固まったものに対して、意見を言って覆せるんですかという、そういう話だと思います。

【山崎座長】

そうそう、そこの話でしょ。当然それは公式的には覆せるわけです。場合によっては、当然それは反対意見があるわけだから。やっぱりその話だよ。結局これはそこにいきますよね。そこはだから、正にその諮問って何なのというところをはっきりさせておくという必要があるということだよ。ひとつには、塚田さんもおっしゃっていたように、当然その行政としてはこれでいきたいというのがあって、これでいいのかということで聴くわけですよ。ただそれは、それでもう行くんだからねと、お願いだよという意味では当然ないわけだから。じゃあ、それに対する「ちょっとそれ違うんじゃないの」というのが出て来ることは当然あり得る。それは当然受ける。当たり前なんですけれども、ただそれがさっきの話で埒があかないとなった時にどうするのか。4ページの話はそういうことかな。何かありますか、これについて。よろしいですか。

【牧田委員】

達成感がなかなか得られていないと思うんですよ。たくさん諮問が来て、みんなイエス回答をしてるだけで、何か流れ作業みたいになっちゃって。イエス回答だけでなので、パフォーマンスだとか形骸化とかという事になってしまう。それはそれで大事な仕事なんだというふうに認識を変えていかなければなというふうに思う。

【山崎座長】

ただ、それはね、次の論点とも絡むんで、ちょっと5ページ見ていただきたいんですけど。

【塚田課長】

4ページにまだ⑤が。

【山崎座長】

これはだけど、いいんじゃないの。

【牧田委員】

イエス・ノーをはっきりさせない形で、バラバラの。

【山崎座長】

その話か。

【塚田課長】

結局、さっきの反対意見とか付帯意見について、それが反映されるかどうかという時に、やっぱりその理由が受け入れられるかどうか、ということだと思うんですよ。そういう意味で地域協議会としての反対なり、付帯意見の理由というものを我々としてはまとめていただいた

ものを確認したいと。

**【山崎座長】**

理由もそうだし、今、牧田さんがちらっとおっしゃったけど、場合によっては両論併記というのでも出てくるわけですよね。多分、行政としてはそれだとどう受け取っていいのかという話でしょ。つまり地域協議会としては、結局どういう意見なんだという。どうですか、委員のみなさん。

最初のね、その理由を付けていただくというのは、それはある意味、当たり前というか。実際に理由が付いて無いままで、ただ反対だというのは結構あるんですか。

**【塚田課長】**

具体的には、初めて出た例としては厚生産業会館。委員からこういう意見がありましたということで、列記されていたというのが。

**【山崎座長】**

ただこれはね、多分いろんな問題があって、さっき冒頭で言った審議時間の確保という話ね。今、厚生産業会館という例が出ましたけれども、これはかなり大きな問題で、それを例えばね、一ヶ月なら一ヶ月までに出してくれと、見解を聞かせてくれといっても、「いやいや、これはもうちょっと、いろんな人の声を聞かなくちゃいけないし」ということはあるかもしれませんね。

**【牧田委員】**

そういうプロセスとしてね、なかなか期限が守れなかったり、中間報告する必要があるか分からないけども、途中経過みたいな形で出るのは、ある程度やむを得ない部分があるのかなと思いますけれども、最終的にはやっぱり協議をする場ですので、一本化した形が出さないと、ということになるだろうと思いますね。

**【宗野副座長】**

厚生産業会館は特殊な例だと思いますよ。というのも、まず第1に、行政としてはこういうことを諮問したつもりなんだけど、地域協議会から返ってきたその答申というは随分違うものを答申されたな、という思いがおそらくあると思うんです。この齟齬が一つが大きな問題だと思うんですよ。

もう一つね、今、牧田さんがおっしゃったことなんですけども、やっぱり協議会ですので、これは地域協議会として地域の中のいろんな人達がいる、そこでいろんな意見を戦わせて、一つの意見を集約して行って、それが地域の意見の準総意のものとして位置付けられると思うんですよ。そうだとすると、バラバラの意見を並列して、それが出てきたら、その地域の意思と

してそれを汲みとるということは行政として難しいのではないかと。極端なことを言うと、10通りの意見が出来た場合、じゃあどれを取るのか。ここは1つの総意というものをまとめ上げて、出すべきなんだと思います。地域協議会で。

**【山崎座長】**

ただそこはよく議論をしなくちゃいけない点で、今宗野さんがおっしゃるように、多分、地域協議会というのは、地域の意思を最終的にはやっぱりこれなんだと、高田の意思はこれだ、直江津の意思はこれだというね、まとめ上げるのが役割で、これについての認識を多分、行政も、もちろん委員も含めて住民の皆さんも共有するということは多分必要だと、そこはそうですね。これは多分いいと思うんですよ。そこはいいし、大事なことなんですよ。多分その部分が地域協議会で何をやるどころなのという話ですよ。やっぱり地域の意思っていうのをそこにまとめていくんだと。ただそれは正に厚生産業会館がそうだと思うんだけど、やっぱり相当大きな問題になるとね、実際の問題やっぱり難しいんですよ。難しいというのは当然あって、ましてやそれを限られた時間の中でなんていうのは、どだい無理だろうという、やむを得ず両論併記というのはあると思うんです、実際問題として。だからそれは、それこそあれですよ、私がよく引き合いに出す、宗野さんの書いていた、例の昔の大潟の話ね。ここで別に言ってもいいかな、木浦さんの時にね、例の4億2千万の使い道について、もう1回木浦さんに1年間時間をかけて検討させたという例がありましたよね。宗野さんがよく引き合いに出している。例えばそういう例もあるわけですからね、重要な案件については、一ヶ月とかなんとかということじゃなくて、例えば1年なら1年とかね、ということで議論していただくということを保証しないと、ただ単に協議会はまとめるところですから、まとめて下さいって言ったってそれは無理だろうというのは、それはあると思うんです。そこはちゃんとしておかななくちゃいけないと思うし、もう1点、最初に宗野さんがおっしゃった、その諮問のポイントが行政のほうとそれを受け取る住民のほうとでずれるという話。例えばさっきちょっと議論が出たと思うんだけど、ずれるというのはあっても当たり前だと思うんです。この件については、行政はここがポイントだと思って諮問をしているけれども、住民からすると、いやいやそこよりもここがこの件についてはポイントのはずだというね。このずれはあっても当たり前。それだからもう1回諮問、何が今回のこの件についてのポイントなんだっけということ、もう1回お互い確認し合うということは、これはあっても当たり前じゃないかなという気がしますけどもね。いかがですか。私の個人的な意見ですが、今のいかがですか。

**【宗野副座長】**

その齟齬があると。そして行政としては求めていた答申ではないという時にその後どうするかということですね。

【山崎座長】

だからさっきの点とも絡んでくるわけですよ。

【宗野副座長】

そこでさらにコミュニケーションをとっても、時間の問題もあるわけですよ。地域協議会1ヶ月に1回ですので、やっぱりここまで答申してもらわないと反映もできないという時に、どういうコミュニケーションが要るのかということですね。

【山崎座長】

さっきの話ですよ。コミュニケーションもそうだし、そこをどう整理して、打開していくかというのは、これはちょっと難しい問題ですね。

【宗野副座長】

そこでじゃあ、もうこの議論は打ち切りですということではよくないことです。

【山崎座長】

そうですね。これについて何か委員の方いかがですか。

【加藤委員】

結局、相容れないものになった時も、そもそも地域協議会っていうのは何なんだという事に立ち返った時には、市長の諮問機関ということしかないと思うんですよ。そうなった時に、また市長が判断できるものを、せめて上げてくれとかですね。じゃあ、なぜ駄目なんだと、両論併記で全く違うことを言っている人、これじゃ判断できませんよという話になると思うんですよ。厚生産業会館では全く同じ話を繰り返しされてらっしゃると思うんですけど、やっぱりその辺はあくまで地域協議会というのはそういう組織なんだから、せめてそこまではやってくださいという、その辺はやっぱりラインとしては設けるべきなのかなと。

【山崎座長】

繰り返しになりますが、基本的にはそうですね。地域協議会というのはそもそも何をやるどころなのというところの確認ですよ。

【宗野副座長】

今聞いていて思ったのが、回答がでない、一本化できないんだけど、これだけこういう意見が出たと、こういう意見の背景には、実はこういう思いがあって、この意見と意見がぶつかる過程にはこういうその議論があったと。

【山崎座長】

プロセスですね。

【宗野副座長】

それを地域協議会の意見なり答申として出していくと。これをまとめるのはもちろん事務局ですよ。答えは出ないんだけど、これだけの色んな多様な意見があって、それをぶつけ合ってきた軌跡があるんだということをね。さっき加藤さんがおっしゃったように、それを市長が判断できないんですよ。じゃあどれが答申で、地域の総意はどれなんだというのは判断できないんだけど、でもこれだけの悩みがある、迷いがる、時間が足りないんだということを意思表示することにはなるかもしれないですね。

【山崎座長】

どうしても、総意というかな、地域の意思をまとめることが難しいという場合にはということですよ。それはね。今のはそういう出し方もあり得るという話ですよ。

【宗野副座長】

本来の市長の判断を助けるような、付属機関としての役割を果たしていないかもしれないけれども、一方でその地域の色んな悩みであるとか、そういうものを表明することにはなるかもしれないですね。これは地域協議会とは何かということに関わってくるのだと思うんですが。

【山崎座長】

もっと言うならば、仮にそういう形で上がってきたとすると、その市長さんの受け止め方としてですよ、それを制度的に要請するというのは難しいかもしれないけれども、もし尊重するということが前提であるならば、市長さんもこれについて早急に決定するのではなしに、これについては、さっき例にも出しましたが、1年なら1年とかね、そういう判断をしていただくということはある得ますよね。ただ、もちろんそういうことは許さないという案件もあるかもしれないけれども。

あと思ったのは、これは今日の全体の中では議論できませんけれども、じゃあその時に議会はどうかという話ですよ。当然その話も絡みますよね。今あんまり言っちゃうと脱線し過ぎちゃうか。議会の関わりというのはいろんな次元で議論できて、議員さんはもちろん委員じゃないから入らないんだけど、この議論の様子、傍聴は当然できますよね。一部の議員さんはかなり頻繁に傍聴されている。ことこれに関しては、どうも地域協議会の中でうまくまとまりそうもないといった時に、その議員がちょっと関わって状況を知っていただくと、そのことを議会でどう取り上げるかというのは難しいんだけど、まとまったイメージを持って

いないんだけど。

**【宗野副座長】**

地域協議会としては、すっきりとした答申は出せないんだけど、ものすごい悩み深いやりとりを議員が見てですね、それを議会での審議で反映させるということは、政治の機能としてはあり得る。

**【山崎座長】**

それが正に政治の機能ですよ。

**【宗野副座長】**

それを担保するような制度が今は無い。

**【山崎座長】**

ないですよ。今日はそれを突っ込んで議論はしませんが、やっぱり検証といった時に大事なと思うのは、地域協議会と議会との関係ですよ。ここも論点としてはあるということを確認しておくことに留めましょうか。というのは、その正に5番目の論点というのはね、地域協議会として意見を取りまとめることがひとつ、これはみなさんとずっと確認したと思います。基本的には地域の意思というものを、議論した上でまとめていくということなだけで、地域という範囲を上越市ととれば、当然これをやるのは議会ですからね。だから当然、議会との関係ということも出てくるんで。

ちょっとごめんなさい。まだもっと議論しなくちゃいけないことなんでしょうけれども、ちょっと次に行っていていいですか。これは議論しなくちゃいけないことを確認しておきます。

さっきの5ページなんですけど、さっき牧田さんがおっしゃったことの中で、いっぱい諮問がくると、それに対しては当然返していくのが仕事というか任務があるんだけど、この5ページの最初の黒ポチに書いてあるように、あんまり件数が多いと対応しきれないという話ですよ。確かにあるような気もするんですけど、いかがですか。結果として、「はいはい、イエスイエス」と、きちんと議論もしないでというか、出来ないままでというか、なってしまうという。だから本当に議論してほしいことをむしろ絞るべきなんじゃないのかという話ですよ。それがいいのか、悪いのかというのはありますけれどもいかがですか。

**【加藤委員】**

正にそのとおりだと思いますね、さっきの地域活動支援事業の話もそうですが、審査に追われて自主審議ができない。これはもう、淡々と進めていく諮問が多いから、本来やるべきことができないというのと同じ話だと思うんですけども。

【山崎座長】

ただこれは難しいですよ。何をもちまして、それはもうということ。つまりそれは、次の「市道と指定管理」の論点と絡むわけですよ。先ほどの事務局の説明で、これはもう別の機関で議論しているのだからいいだろうと。ただ受け止める側としては道路のことは大事だよと、あの施設の指定管理を巡る話はやっぱり議論したいということがあるわけですよ。

【牧田委員】

ですから、全く反対の意見なんですよ。減らして整理してくれということと、整理したものをまた復活させろだし。諮問を受ければ自主審議につながるという話もあるし様々ですよ。

【山崎座長】

様々なんですよ。

【牧田委員】

市の側には基準があるわけですよ。これは諮問しなきゃいけないとかね。それに則ってやっているということで、ぶれていないということですよ。周知なり、理解されているのかということですが。

【塚田課長】

自治法なり、条例上では、重要な公の施設の設置廃止、それから管理の在り方ということになっておりますので、当然それが一つの基準になるわけですがけれども、当市には重要な公の施設を定義する条例がありませんので、そういう意味でどれが重要な公の施設で、そうでない施設はどれなんだというのが無い状況なので、我々としてはこの自治法の趣旨からして、公の施設の設置廃止等による住民生活に及ぼす影響が大きいのか、それほどでもないのかといったような観点で、個々のケースに当てはめて判断しています。例として、直江津の駅南に土地開発公社が開設していた駐車場があったんですけども、土地開発公社が整理解散した段階で、物納ということで市に納められたんですね。それをそのまま駐車場とした市は、設置条例を設けて運用していくことにしたのですが、これは実態として何も変わらないということから、これについては市民生活に及ぼす影響はないだろうということで諮問しなかったというような例もあります。

その基準の取り方によってだいぶ変わってはくるとは思うのですが、今は何といたしますか、そんなに大きく減らす方向というのは、我々は考えていないところです。他市の例、先生方からお聞きしている例で言うと、豊田は年間3件くらいしかないですよ。そこからすると非常に我々ののは桁違いで。

【山崎座長】

そうそう、客観的事実としてはそのとおりで、今回我々がまとめた本の中でも、塚田さんがさっき言っていたとおりで、例えば豊田とか恵那と比べた時には、事実として上越は各段に多いんですよ。だから諮問は出してもらっている。ただ、それをどう考えるべきなのか難しいですけど、ただこれも言わずもがなですけれども、自主審議ということも他方で認めているし、むしろ奨励しているわけですよ。自主審議してくださいと。今回の提案事業だってそういう趣旨ですよ。だとすると、さっき加藤さんもおっしゃるように、その線引きは難しいけれども、本当にその諮問してほしいところだけを諮問していただいて、あとの部分については、取り上げるものがあれば本当に自主的に審議していただくと。そういう事でいいのかもしれない。まあ、そう言えないかもしれないな。難しいな。どうですか。

【牧田委員】

過去の諮問をきっちり、我々としても読み返して。

【山崎座長】

ちゃんと精査したわけじゃないから。

【牧田委員】

無くてもいいかなというのを、そこを見ていかないと。

【加藤委員】

この市道認定だとか、指定管理者だとかは諮問していたのに、止めた背景というのは何なのか。

【山崎座長】

ちょっとその背景を教えてください。どうしてこういう話になったのか。

【小林副課長】

これ1番の高田区ですね。

【加藤委員】

市とすれば、この辺はもう他の機関でちゃんとやっているし、地域協議会にかけても、それはもうOKだろうという認識ですよ。

【塚田課長】

それこそ結論ありきと言われても仕方のないようなものに近いと思うんですよ。外す方向で地域協議会からも意見が出た。

【山崎座長】

出たわけですね。

【牧田委員】

それで大分減りましたよね。

【塚田課長】

減りました。特に指定管理を集中的に入れた時期がありましたので。

【加藤委員】

もう1回戻してくれという意見が少数というか、高田、ごく一部だったとすれば、それはそこに対しては自主審議の延長といいますか、さっき先生がおっしゃったように、他はもう止めるとしても、うちとすれば大事だからちゃんとやらしてくれというやり方もあるのかなど。私の感覚だと、基本はやっぱりこれがなくなったことによって他の審議に関われる時間が増えたりということあるんだとは思っています。

【山崎座長】

だから、私は本当ところはよく分かりませんが、市道の件を外して諮問しませんでしたことが、ひょっとすると地域協議会の軽視につながっているのではないのかというね、そういう受け止め方をされているのかもしれないですよ。もしそういう受け止め方だとすると、もちろんそうではないわけなので、行政としてももちろん説明はなさっているんでしょうけれども、そのところをきちんと何で外したのかを、誤解が無いようにちゃんと言っておかないことではあるでしょうね。もちろんね。その外した趣旨をはっきりさせておく。

【加藤委員】

地域協議会に対する意義というか、意識の違いもあるかもしれないですよ。地域協議会というのは何だといった時に、これは諮問とかをガンガンしてもらって、行政の議会に代わる監視体制だとか、それが地域協議会の在り方なんだという意識でいらっしゃる方はこれは大事だという話になりますし、それはあるんだけど、やっぱり地域のことは地域で考えようという意識を多く持っていらっしゃる方はこういうことに対しては行政にお任せします。地域のことは地域協議会でもっと考えなきゃいけないし。その意識の違いは、やはりあるのかなと思います。それは市として、どちらに重きを置くというか、どこが大事だよということをやっぱり言う必要がある。

【山崎座長】

もちろんそうです。おっしゃるとおりで、道のことは生活に密着していることだから、やっぱり議論したいんだということがありますからね。

【宗野副座長】

どういう案件については諮問するか、どういう案件は諮問しないのか。

【山崎座長】

その話にも繋がりますね。

【宗野副座長】

お互いに何となくこの辺りかなと言う、ガイドラインみたいのがあれば分かりやすいことは分かりやすいですけども。そういう阿吽の呼吸のようなものが、もしあればいいとは思いますが。でもこれは区によって違ってきますのでね。

【山崎座長】

すでに今までの実績というのがあるわけですからね。一番上の黒ポチの「諮問協議事項を整理する」、必要最小限ということがいいのかどうか分からないけれども、諮問協議事項を整理するという事は、私はあっていいのかなという気はするんですよ。今の宗野さんの話はその整理の仕方の話ですよ。それは、ある意味では1つは経験値というか、今までのことから判断してということもあるでしょうし、もしそれに対して「いえいえ、それはやっぱりこの件は入れるべきだ」と、例えば市道は入れるべきなんだということであれば、基本的な考え方としては、やっぱり自主審議というものを当然認めているわけだから、加藤さんがおっしゃるようにね。それはそれで、当然それを議論していただく、議論から排除することではないんですよというメッセージを出しておくというのかな。市のほうからね。そういうことをすれば、もうちょっとクリアできるような気がしますけどね。

よろしいですかね。時間の関係で、次は6ページの1番ですね「全市民が利用する施設や全市民に影響が大きい案件について全区に諮問すること」。すべきではないかと。2番からいきましょうか「市全体に影響がある案件について自主審議事項として取り上げることの是非」。これはただけと言うまでもないというか、自主審議として取り上げても別に問題はないですよ。ですよといっちゃいけないのかもしれませんが、委員のみなさんいかがですか。

【牧田委員】

自主審議ですからね。

【山崎座長】

ですよ、自主審議ですもんね。自主審議は問題ないわけですよ。問題は1番ですよ。今回の、例の厚生産業会館でも問題になったかと思いますが。

【塚田課長】

2番については、6ページの一番下の市の考え方の3つ目になります。従来からこういうことだと。自らの地域の課題解決のために自主審議事項として取り上げることについては、この趣旨に適うのかなと。たとえ区域外の施設であっても関連付けの視点を入れていただいて、最終的に意見書もそういう観点で出していただければと。

【山崎座長】

それはあり得る。それで厚生産業会館というのは、場所は確かに高田区にあるけれども、それは私達も利用する施設であるのだから、その件に関して私たちはこういう観点から意見を言いたいというのはあっていいですけどね。それはおそらくいいと思うんですよ。問題はこの1番ですよ。全区に諮問すべきじゃないのかという話。これはいかがですか。委員のみなさん。

【宗野副座長】

法律学的な冷たい観点からですが、それでいうと、私の委員意見として書いているこの通りなんですけれども、やっぱり設置条例の趣旨からするとこれは文言で明らかに書いています。文言では区域に限定してその中での事柄に関して、その当該の地域自治区の協議会に諮問するということになっていますので、これは制度の趣旨からすると、そういうことなんだろうなということが言えると思います。今回ののはそれに対する型通りの議論ではやっぱり対応できない問題があるじゃないかと、そういうことだと思うんですけども。

【山崎座長】

型通りの対応というわけにはいかないだろうということもそうですし、おそらく、あんまり憶測でものを言うてはいけないかもしれませんが、今回の例の、あんまり言うと生々しすぎるかな、要は高田区だけに諮問すると、高田区から諮問に対して回答が来ると。要するにそれをもって、この問題について決着するよというようなことが行政の意図ではないのかという、そういう何か疑念というか、それがあるからこそ、もっとそれは全市に諮問すべきだという、多分そういう背景でこの話が出てきているのかなという気が、私はするんですけどもね。もちろんそういうつもりじゃないと思うんですよ。だって、さっきも言ったように自主審議で認める、自主審議があり得るわけですから。そういうことじゃないとは思いますが、どうもそういう誤解というか、そういうものがあるのかもしれないですけどね。ただ、ごめんなさい、あんまりそういうこと言ってもいかなので。宗野さんのお立場は、その一応、法律というか、制度上は当該区に関することは当該区に当然、諮問をするのであって、全市にやるということは、それは無くてもいいんじゃないかということですよ。制度的にはね。

**【宗野副座長】**

そうですね。それでちょっと補足なんですけれども、その制度が本当に正しいのか、妥当かどうかは別にして、制度を安定的に運営すると言いますかね、そのためにはある程度、厳格にその文言は守る必要があると思うんです。あまりにも拡大解釈して、「これもできるんだ、これもできるんだ」ということになると、そもそも地域自治体に諮問することとは一体なんだったのということで、そういう揺らぎを生じてしまう可能性はあると思いますね。

**【牧田委員】**

全市的なものについては、基本的に市議会ということで、そこはそういうことなんだろうと。自主審議ができるわけですから、積極的な意見があるんだとすれば、それで出すということでいいんじゃないかと思うんですけどね。

**【加藤委員】**

私も宗野先生の後段のことと、牧田先生のおっしゃることでもいいのかなと思います。ただ自主審議をした時に、それがどれくらいの影響力があるのかということはありません。

**【山崎座長】**

と言うことだし、先ほど牧田さんがおっしゃたことは、私が先ほど言わせていただいたことと関連する。要するに市議会との関係ですよ。おっしゃるように全市的なことは当然市議会で議論することですよ。これは当たり前ですよ。ただ、それについては地域協議会も意見言いたいというのはあるわけですよ。その時に、今の加藤さんの話ともつながるんだけど、地域協議会が例えば自主審議したと。それを市議会がどう受け止めるのか、今の話はそういう話にもつながりますよね。むしろそういう問題じゃないですかね。

**【牧田委員】**

一つの地区に関わりのあることだから、一つの地区に諮問して、残りの27区が同じ様な意見書を上げたとすれば、当然それは影響力があるし、受け止めるべきだろうし。この諮問のあり方とは別のことになりますよね。

**【山崎座長】**

それを確認しておきましょう。今の段階では、それはと言うのは、つまり議会との関係です。地域協議会と議会との関係はこれはこれとして、大きな論点としてあって、これはちょっとこれから考えていかなければいけないということを確認しておきましょう。一応ここで切っていますか。もう時間が無いです。

**【宗野副座長】**

1点だけ。全ての区ないしは複数の区に、ある公の施設の設置廃止に関する諮問をした時に、それぞれの区で違う答申が上がってきた時の対応というのも考えておかないと。

【山崎座長】

それもありますね。

【宗野副座長】

それは次の検討かと思うのですが。

【山崎座長】

はい、分かりました。

では、大急ぎで最後の点、結構大事な点なんです、7ページに資格要件のことがあるのですが、これはちょっと今回は時間的な都合もあるのでちょっと端折らせてください。12ページをご覧ください。そこに地域協議会委員の定数のことがシンプルに書かれているんですね。1番は定数のことですね、定数削減の是非。2番目は任期4年の是非。3点目として報酬について。比較的分かり易いのですが、この3点をちょっと大急ぎで議論しておきたいと思うんですが。

まず定数ですね。昨日の意見交換会の中でも、とりわけ13区のほうで多かったかなと思うのですが、人口が減って高齢化が進む中でやむを得ないということなんでしょうけれども、例えば16じゃなくて12にするとかね。そういうことも考えられていいんじゃないかというような問題提起をなさった会長さんが複数おられたかなと思います。そのことだと思いうんですが、もちろん別の観点からも削減と言う事で。逆に言うとアップという話はなかったですね。

【牧田委員】

ないですね。

【山崎座長】

それはないですね。アップしろっていう話はなかったですね。削減という話でしたね。これについていかがですか、委員のみなさん。

【牧田委員】

今の定数は何で決められているのですか。

【山崎座長】

旧議会でしょ。もちろん、13区です。だから確かに見直しはあってもおかしくはないですよ。それだけ人が減っているんだから、減らすのもいいんじゃないかというのも一つの理屈

ではあるけれども、ただ多分、逆になかなかそういう少数のところ、人数を減らしてもいいのかということかもしれないけれどもね。きちんと意見を代表していく人達をちゃんとね。ただ人口が減ったから減らせばいいのかという。ただあの問題もありますよね、例えば浦川原区には4つの地区があって、地区から万遍なくそういう人を出すということで一定数確保しておかないという話もありましたね。

【牧田委員】

多すぎるということの積極的な理由は何なんですか。何で減らさんきゃいけないのかという。

【山崎座長】

人が出ない。

【牧田委員】

そういうことですか。

【宗野副座長】

16人よりは12人の方がまだ確保しやすい、そういう話でしょうね。

【山崎座長】

確かに公募公選制でやってみても手が挙がらなくて、何とかお願いしてなってもらっているのが実態。もちろん全部じゃないですよ。仮にそういう実態があるとする、確かにそこまで頭を下げて頼むからということで、数を揃えるというのは確かにちょっと変だというのはありますよね。

【加藤委員】

先ほどの増加策と関係するんですけども、結局、今の現状ではやっぱりなり手がいなくてお願いする。それが大変だから、じゃあ削減すればいいんじゃないかっていうことだとちょっと危ういですよね。

【山崎座長】

危ういんですよ。それは。

【加藤委員】

じゃ、もっとやりがいがあって、多くの人が委員になろうとした時に、削減しておいていいのかという。

【山崎座長】

本当に危ういんですよ。極論すると無くていいじゃないみたいな、そういう話にもなりかねないわけだから。

【加藤委員】

誰もなり手がいなければそういう話になるわけで。

【山崎座長】

そうなんですよね、そこは慎重さが要求されますよね。

【加藤委員】

人口減という現状に応じて削減をするということは、それはありだとは思いますが、今、なり手がいないからどんどん減らしていこうというのはちょっと。

【山崎座長】

しかも、人口を機械的に当てはめるのもどうかなという気もするんですよね。

【加藤委員】

アップにしてもダウンにしても、結局、合併協議の中で旧議会の定数をそのままやりましょうと。さっきの浦川原の話もそうですけれども、「いや、うちはやっぱり地域の活動をしたり、審議するときには、この数がいちばんいいんだ」と、その辺の見直しはあると思うんですよね。

【山崎座長】

その選択はあり得ますよね。だから機械的に人口が減ったからという話ではないと思うんですよ。ただ、確かに数をもう一回、見直しはしてもいいよね。見直した結果として、元の通りでいいということも当然ある。何が適切な定数かというのは難しいね。

【加藤委員】

地域自治の考えは定数自体もその地域で考えるというのもあり得るのか。

【山崎座長】

これ言うとまた叱られるかもしれませんが、ドイツの例はやはり人口なんですよ。人口が例えば2,000人までだったら4人とかね、6,000人だったら8人とかね、やっぱりそういう決め方をしていますね。大体そのやり方じゃないかな。人口で決めていますね。それがいいのかどうかというのはあるのですが。

定数は仮に見直してっていうのもあって然るべきなんだけど、その定数というのはどうやって決めていくのかということを検討していくというのを確認しておきましょうか。

次っていいですかね。2点目は任期の話。これも両論あるんですよ。4年は長すぎると思うんだけど、他方で例えば仮に2年だとして、2年だと分からんうちに終わっちゃうだろうという話ですよね。これは多分両方あると思うんですけども、委員のみなさんこれいかがですか。声としてはどっちが多いですかね。4年が長いというのが多いのかそれとも。両方あったから。

【宗野副座長】

人をリクルートする時に、4年という相手は躊躇すると。

【山崎座長】

重いと。そういう声もありましたね。通常というか、いわゆる普通の、普通のと言うと変ですね、住民団体が役員をするという2年が多いというかね、それになぞらえるんだっただけのことですよ。4年というのはちょっとという。確かにそれが理由でなかなか手が挙がらないということだとすると考えなくちゃいけないのかもしれないですね。

【牧田委員】

さっきの定数と同じで、現実になかなか頼めないから任期も短くするというのでいいのかという。

【山崎座長】

それでいいのかということがあるよね。

【牧田委員】

2年で上手くまわれるんだったら別にそれでも構わないですよ。普通だいたい、町内会長とかも2年が多いでしょうからね。

【加藤委員】

これは4年という任期にしてもそうですし、次の報酬の話もそうですけれども、結局、功罪があると思うんですよ。

【山崎座長】

両方ね。

【加藤委員】

4年であれば長くやれるし。功罪の罪の場合だと長すぎるという話だと思ういます。それもやっぱり、どこに重きを置くかでぶれないといえますか、結局どっちもいいし、どっちも悪いしという話になると思うんですよ。そこで市として、こっちは確かにデメリットでこういう問題があるけれども、でもこれが大事なんだからこう決めたんだというのが今の制度なのか、そのところは考え方がずれてもいいのかというのは、その決めなのかなと思うんですよ。

【山崎座長】

そのこと的前提としてね、さっきの定数でもちらっと話が出たんですけど、例えば定数は区によってももちろん違うんだけど、例えば任期が区によって違っていいのかと言うと、多分そういう話にはならないんですよ。これはやっぱりルール化すべきですよ。やっぱり4年な

のか、2年なのか、3年なのか。まず確認として、そこはそうですね。

話はずれちゃうのかもしれないんだけど、昨日の意見交換会でこれとの絡みで出たのが、要は今回もそうだったと思うけど、委員に新しい人が多く入ったと。多く入ったことによって、その人達に1から何かやんなくちゃいけないという、そうするとこれがなかなか実質的に動き出さないというね、そういう問題を指摘された方がいる。ごそっと変わるみたいなね。実際起きているんですね。これからは、ずれちゃうんだけど。その時にね、本当に定数の全部を一気に変える必要があるのか、例えば半数改選でいいじゃないかという考え方もあるわけですよね。そうすれば継続性という点でいうと、半分の方がやっているわけだからより継続はしやすくなるよね。そうすると、もしそういうことも視野に入れて考えるのであれば、例えば任期を2年にして半数改選だと1年ごとに改選というは目まぐるしすぎるじゃないですか。それまで視野に入れるとやっぱり、原則4年で2年の改選、それでも2年おきになっちゃうんだけども。

**【宗野副座長】**

実際に28の区があって、次の地域協議会の委員に自分から自発的に手を挙げられる方もいるし、区によってはそれなりのリクルート活動をして、次の人にバトンを渡すというところもあると思うんです。そこがスムーズに行くのであれば、リクルーティング、要するに次期の地域協議会委員を確保する上でスムーズに行くのであれば、2年で改選というのもあり得るかもしれませんね。そこは地域の事情をよく見てみないと分からないかもしれないですね。

**【山崎座長】**

そうですね。だから逆に2年にしちゃうと大変だっていうのもあり得るよね。逆に大変だというのはあり得る。

**【塚田課長】**

実務的には公募公選制ですから、選挙を前提で考えなければいけないので、2年おきに選挙というは

**【山崎座長】**

大変だよねという話でしょ。それはあるよね、当然。

**【牧田委員】**

どうもこの辺の話はね、さっきも同じだけど、報酬もない中であれだけの仕事をやって、しかも4年と長くて、人もいないから定数を減らすみたいな、どうもそこから始まっている話のような感じなので、それはそれとして問題があることは認識してもらわなくちゃいけないけれども、そこから出発して話を進めちゃうことは間違いで。

【山崎座長】

確かにそのとおりですね。じゃ大急ぎで報酬についてのご意見をいただきましょうか。現行の費用弁償の1,200円だけでなく、1,200円を無くせという話はないですよ。そういう話はないと思うんだけど、それだけじゃなくて、例えば委員の資質、よく言われる資質向上とか、さっきも知識が必要だとか、そういう話になってくれば、当然その勉強のために人を呼んで勉強をするとか。当然お金は必要なんだから、という話でしょ。

【宗野副座長】

それだけじゃなくて、要するに委員の経済的なもの。

【山崎座長】

そういうことね、特に働き盛りの人の。

【宗野副座長】

1回休んだら、それだけ手取りが減るんだから。

【山崎座長】

仕事を休んで行ってるのなら、その分を出してもいいんじゃないかという話ね。そういえばそれもありましたね。これについて意見いかがですか。

【牧田委員】

いわゆるそれなりの報酬というのと、もう少し費用弁償の範囲を広げて、例えば部会をやった分に出にして欲しいとか、後は地域協議会自体に調査のためのお金だとか人を呼ぶとか、そういうお金が欲しいというのと、ちょっと報酬とは違うんだけど、そういう問題があると。

【山崎座長】

そうですね。それでみなさんのお考えとしては、

【宗野副座長】

勉強のためのお金というのは、ここは積極的に肯定したいですね。実際に相当勉強されている委員さんも多いですし、資質向上のためにはお金はかかるものだと思うし、本を読んだり、他の地域協議会を実際に視察に行ってますからね。それはコストが生じるものですね。

【牧田委員】

広く研修にあたるようなものは、当然あると思うんですよ。

【宗野副座長】

資質向上のために積極的にお金を出すんだという姿勢は、市としてあり得ると思いますね。

【山崎座長】

そうですね、市のメッセージにつながりますよね。今、牧田さんのほうから定例の協議会だけじゃなしに、部会であるとか、場合によっては先ほどらいから出ていた、委員のみなさんがこの自主的に住民の中に入っていきこうという、そういう活動ということであるのならば、そういう部分に対してもある程度の費用弁償があってもいいんじゃないかと。

【牧田委員】

それは、あってもいいと思いますね。

【山崎座長】

あとは宗野さんがおっしゃったことをどう考えますか。仕事を抜け出てくるわけだから、例えばその3時間分とか4時間分を。

【宗野副座長】

それは実務的に非常に難しいんじゃないかという気がします。というのも、仕事をしていない人、もう退職された方には出せないということになりますので難しいですね。

【牧田委員】

それを出すような方向だとすれば、報酬という形で月幾らみたいな形で、全員にということになるかと思うんですね。

【山崎座長】

もしその方向だとするとそうですね。おそらく今出ている話は報酬をくれという話ではないと思うんですね。この手の活動をボランティアベースでやるというのは前提だと思うんです。そこは多分共有されているんじゃないかなかという気がするんです。これ繰り返しになりますけれども、それを前提にした上でいろんな活動が始まっているわけだから、そういうところについての費用はみてくれてもいいんじゃないかという話ですよ。だから今の段階ではその方向でちょっと検討をしてみるということにしておきますか。

ということでですね、何か最後のほうは駆け足になってしまいましたが、予定をしていた12時の間近となりました。委員のみなさん、ひよっとすると、ひよっとするとどこか残しているところがあるかと思うのですが、これだけは今日この場で指摘しておきたいということがありましたらご指摘ください。

【牧田委員】

7ページのところ。

【山崎座長】

7ページは「資格要件」ね。ちょっとごめんなさい。これはちょっと今日は議論ができなか

ったので、また継続で指摘をしていくということですね。他に何かいかがでしょうか。今日は冒頭にも言いましたように、本当に限られた時間の中で重要だと思われる点についてピックアップして、論点の確認と、それにまつわる議論をしていただきました。もちろん今日で終わりということではなしに、次回、また具体的な日の設定は事務局とも相談しながらやりたいと思いますので、この継続は当然していきますので、またお付き合いいただければありがたいというふうに思います。そういうことで、今日のこの場の検討会議はこれで閉めさせていただいてよろしいですか。

(よしの声あり)

はい、ありがとうございました。それでは事務局にお返しいたします。

**【塚田課長】**

ありがとうございました。今ほど座長からお話がありましたが、膨大な量がございますので、今日は特に重要なところをご議論いただきました。今後は今日の議論を更に深めるということ、それから、それ以外のものについても着手できることになるかと思いますが、それまでの間はメール等活用して意見交換をさせていただいて、先生方からまとめの下案を作ってくださいというようなことをお願いしたいと思っております。それで、年明けに一度、会を設定させていただいて、その下案をまた皆さんで協議いただくということで、年度内には全部出せるかどうか分かりませんが、ある程度のとまとめをさせていただきたいと思っております。そこで不足があれば、またそのことについて皆さんとご相談していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは以上を持ちまして本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

## 9 問合せ先

自治・市民環境部自治・地域振興課自治推進係

TEL : 025-526-5111 (内線 1429)

E-mail : jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

## 10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。